

第3次恵那市環境基本計画

自然とともに
ひととまちが輝く
活力あふれる恵那

～青と緑と太陽と土を生かし、持続可能なまちを創る～

令和8年3月

恵那市

【目次】

第1章 基本的な事項	4
1-1 基本理念・将来像	5
1-2 計画策定の背景	6
1-3 計画の位置づけ・役割	7
1-4 計画の期間	9
1-5 計画の対象	9
第2章 環境の現状と課題	10
2-1 恵那市の概要	11
2-2 自然環境	14
2-3 生活環境	21
2-4 脱炭素社会	34
2-5 循環型社会	37
2-6 環境に関する市民意識	39
2-7 環境の強みと現状の課題	41
第3章 計画の基本理念・基本目標	45
3-1 本計画の目標指標の実施状況等	46
3-2 本計画の重点事業の実施状況	49
3-3 基本目標について	53
3-4 施策体系について	55
3-5 重点事業	58
3-6 目標指標	61
第4章 環境施策の展開	62
基本目標1 恵み豊かな郷土の自然を守り共生する	63
基本目標2 環境負荷の少ない循環型社会を構築する	67
基本目標3 地球温暖化を防止する脱炭素社会を実現する	70
基本目標4 安全で快適な暮らしを支える基盤を充実する	73
基本目標5 持続可能なまちを創る仕組みづくり・人づくりを進める ...	76
第5章 計画の推進にあたって	79
5-1 計画の推進体制	80
5-2 計画の進行管理の仕組み	81
資料編	83
計画の策定スケジュール・体制	84
環境保全に関する関連法令	85
用語解説	95

第1章 基本的な事項

1-1 基本理念・将来像

1-2 計画策定の背景

1-3 計画の位置づけ・役割

1-4 計画の期間

1-5 計画の対象

1-1 基本理念・将来像

恵那市環境基本計画は、本市の環境政策に関する総合的な計画であり、本市の最上位計画である恵那市総合計画の理念や将来像を環境面から実現するための計画です。

第3次恵那市総合計画（恵那市みらいビジョン 2045）の将来像である「自然とともにひととまちが輝く 活力あふれる恵那」には、恵那市の豊かな自然を守り、活かしながら人とまちが輝く活力あふれるまちの実現を目指そうという願いが込められています。

本計画では、本市の澄んだ空気と多様で清らかな水辺（＝青）、豊かな森林や暮らしと共に築かれた里山・田園（＝緑）を活かしつつ、暮らしに潤い・安らぎ・活力をもたらす自然の恵み（＝太陽）に感謝をしながら、郷土に根ざした人々の活動（＝土）を基盤として、人・地域・自然が輝き続ける持続可能なまちを目指します。

自然とともにひととまちが輝く 活力あふれる恵那 ～青と緑と太陽と土を生かし、持続可能なまちを創る～

青：澄んだ空気と多様で清らかな水辺

緑：豊かな森林や暮らしと共に築かれた里山・田園

太陽：暮らしに潤い・安らぎ・活力をもたらす自然の恵み

土：郷土に根ざした人々の活動



1-2 計画策定の背景

本市は、豊かな森林に恵まれ、木曾川や矢作川、土岐川をはじめとする多くの河川が流れるなど、自然の恵みを受けながら、今日の恵那の姿が形づくられてきました。そして、先人の地元の自然に順応した暮らしによって、豊かな環境が私たちに受け継がれてきました。

本市では、令和4年3月に第2次恵那市環境基本計画【後期】を策定し、市全体の将来像である「人・地域・自然が調和した交流都市」の実現に向けて、様々な環境施策を展開してきました。その計画が令和7年度末に計画年限を迎え、新たに第3次恵那市環境基本計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。本計画では、令和7年に策定された第3次恵那市総合計画（恵那市みらいビジョン2045）の将来像を環境面から実現するための計画と位置付けており、「自然とともに ひととまちが輝く 活力あふれる恵那 ～青と緑と太陽と土を生かし、持続可能なまちを創る～」を基本理念とし、4つの基本目標を定め、令和8年度から令和11年度までの環境施策を展開しています。

しかしながら、現在、地球温暖化の進行により、その対策は従来よりも遥かに重要性を増し、世界規模での取り組みが求められています。また2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、世界中の国家や企業の取り組む指針となっており、本市の環境施策に関する取り組みとも多くが重なる部分があります。

こうした中、国では令和6年5月に「第六次環境基本計画」を閣議決定し、そこでは、環境保全を通じた、現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指すこととしています。

また、岐阜県においても、令和7年3月に「第7次岐阜県環境基本計画」を策定し、「脱炭素社会ぎふ」の実現、資源循環型社会の形成、美しく豊かな環境との共生、安全・安心な生活環境の確保、未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容といった5つの基本施策を打ち出し、各基本施策に掲げる目指すべき将来像の実現を目指すとしています。

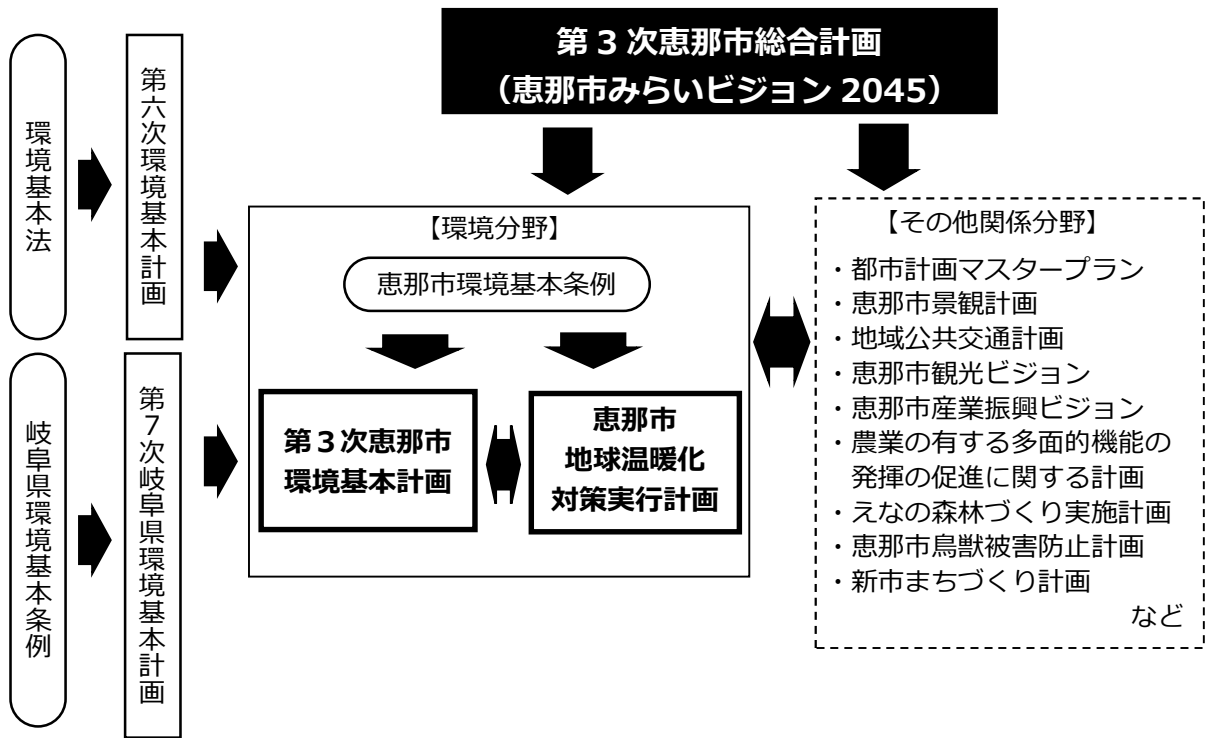
これらの、国際情勢の変化や国や県の新たな取り組みに加え、「第3次恵那市総合計画（恵那市みらいビジョン2045）」が令和8年度に策定され、基本構想は令和27年度までの期間とされ、取組の柱、取り組み、目標指標などを定めた基本計画が令和8年度から4年ごとに見直しされるよう改正されました。また、当地域では、リニア中央新幹線が開業を目指して工事が本格化しています。こうした状況を踏まえ、第3次恵那市環境基本計画で定める基本理念を実現するため、計画策定を行うこととします。

1-3 計画の位置づけ・役割

本計画は、豊かで快適な環境の保全及び創出についての基本的な考え方を定めた恵那市環境基本条例第7条に基づく、環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。さらに、まちづくりの基本的な考え方を示す市の最上位計画である第3次恵那市総合計画（恵那市みらいビジョン2045）における理念や将来像を環境面から実現するための計画です。

また、国の環境基本法に基づく第六次環境基本計画、岐阜県の岐阜県環境基本条例に基づく第7次岐阜県環境基本計画を参酌するとともに、令和8年3月に策定される第3次恵那市総合計画（恵那市みらいビジョン2045）や本市の各種関連計画との整合を図りながら策定をしています。

特に、地球温暖化対策としては、令和4年3月に策定された「恵那市地球温暖化対策実行計画」と、本計画と同時に取り組むこととします。

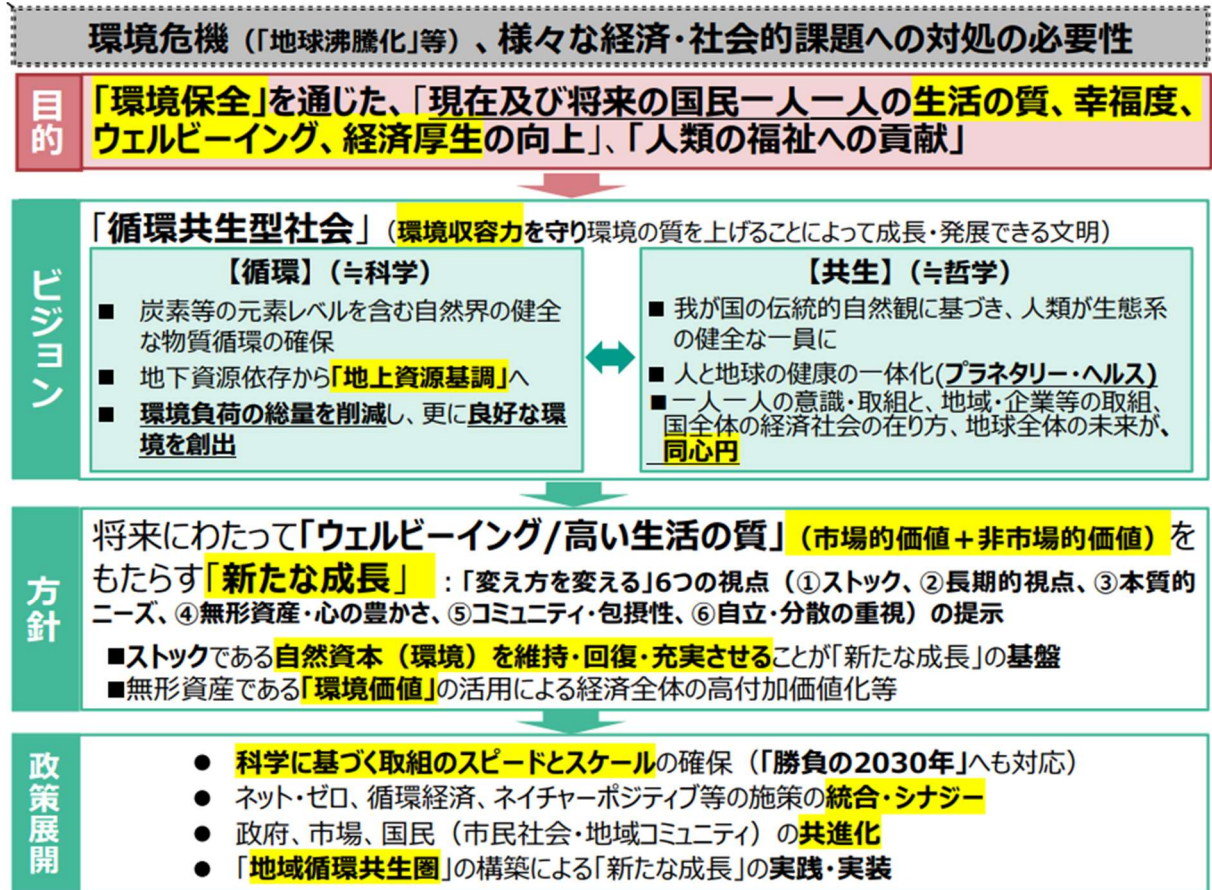


- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 資料編

■ 国の第六次環境基本計画

令和6年5月に国が策定した「第六次環境基本計画」では、環境保全を通じた、現在および将来の国民一人一人の「**ウェルビーイング／高い生活の質**」最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「**循環共生型社会**」（「**環境・生命文明社会**」）の構築を目指すこととしているとともに、今後の環境政策の展開に当たっては、利用可能な最良の科学に基づくスピードとスケールの確保や、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策において可能な限りトレードオフを回避し、統合・シナジーを発揮すべく取り組むこととしています。

第六次環境基本計画の基本的考え方・構成



出典：環境省「第六次環境基本計画」

1-4 計画の期間

本計画の期間は、第3次恵那市総合計画（恵那市みらいビジョン2045）基本計画の期間と合わせて、令和8年度から令和11年度までの4年間です。



1-5 計画の対象

本計画は、市の行政区域全体を対象範囲とします。また、計画の対象となる環境の範囲を以下のとおりとします。

分野	対象となる環境
自然環境	森林、農地、河川やため池等の水辺地、動植物・生態系 など
生活環境	生活公害、生活排水・事業排水、都市公園、交通、景観、防災・減災 など
循環型社会	ごみ処理、不法投棄、食品ロス など
脱炭素社会	地球温暖化、エネルギー、気候変動に対する適応 など

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

第2章 環境の現状と課題

2-1 恵那市の概要

2-2 自然環境

2-3 生活環境

2-4 脱炭素社会

2-5 循環型社会

2-6 環境に関する市民意識

2-7 環境の強みと今後の課題

2-1 恵那市の概要

(1) 位置・地勢

本市は、岐阜県の南東部に位置し、東は中津川市、長野県（平谷村、根羽村）、西は瑞浪市、南は愛知県豊田市、北は八百津町、白川町に接しています。

市域は、東西 32km、南北 36km、面積は 504.24km² で、その約 77%を山林が占めています。海拔は 179m から 1,709m で、市北部には笠置山、南東部には焼山をはじめとして標高 800m～1,200m 前後の山々が連なり、市街地の北部を木曾川が、また南端を矢作川が流れ、美しい山や川に囲まれています。

気候は、太平洋側気候の影響を受ける準内陸型の気候です。夏季の気温差が比較的大きく、冬季は寒さがやや厳しくて、降雪は少量、年間を通じて比較的安定した気候です。

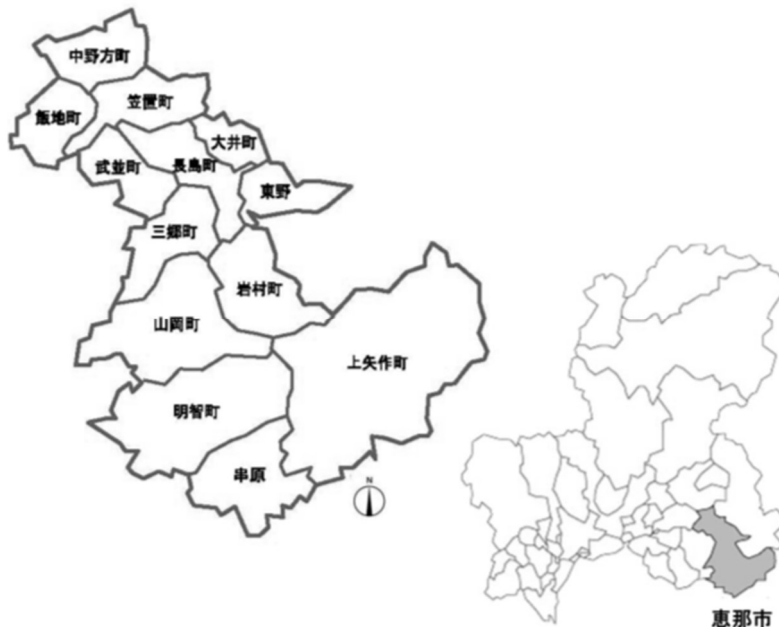


図 恵那市の位置図及び地域区分

(2) 沿革

恵那地域は、明治 22 年の町村施行後、明治の大合併を経て、昭和 28 年の「町村合併促進法」により、昭和 29 年、8 カ町村（大井町、長島町、東野村、三郷村、武並村、笠置村、中野方村、飯地村）が合併し「恵那市」となりました。恵南では、明知町と静波村、三濃村の一部および吉田村が合併し明智町に、岩村町と本郷村が合併し岩村町に、遠山村と鶴岡村が合併し山岡町に、上村と下原田村が合併し上矢作町となり、恵那地域は、恵那市・中津川市・恵那郡（11 町村）となりました。

その中で、特に恵那市と恵南地域（岩村・山岡・明智・串原・上矢作）は、幕藩時代岩村三万石の松平氏、旗本明知遠山氏が治めた地域が大半であることから、古くから、歴史的、文化的にまた経済的にも深く関わりを持ってきました。

近年では、恵那峡や中山道などに代表される恵那、城下町の岩村、特産品の細寒天による山岡、大正村の明智、温泉の串原、モンゴル村による上矢作など、地域特性を前面に出した個性的なまちづくりを進める一方で、広域的なつながりも深めてきました。

そうした中で、少子高齢化の進行、地方分権一括法による分権型行政システムへの移行など、社会情勢の急激な変化と多様化とともに、高度化する住民ニーズに適切に対応することが求められ、より充実したきめ細かな住民サービスを提供するため、住民生活に関わるさまざまな分野において、スケールメリットを生かし、人的・財政的基盤を強化する必要性が高まってきました。

そこで、平成 14 年に恵那市・岩村町・山岡町・明智町・串原村・上矢作町の 6 市町村による「任意合併協議会」が、平成 15 年には「法定合併協議会」が設置され、各種事務事業などの擦り合わせとともに住民説明会を重ね、平成 16 年 10 月 25 日に新設合併方式により現在の「恵那市」が誕生しました。

本市では、地域自治区制度を導入し、市内 13 地域に地域自治区を設置して自立した地域社会の実現と地域自治力の向上を図るため、自らが地域課題の解決に向けて多様な主体と情報を共有して協力、連携を図りながら、地域の特性を生かしたまちづくり活動を進めています。

(3) 人口・世帯数

人口減少、少子高齢化が続く中、第3次恵那市総合計画の基本構想の最終年度となる2045年の総人口は約3.1万人となることが推計されています。

第3次恵那市総合計画(恵那市みらいビジョン2045)においては、「本計画に基づく様々な取組の推進により、出生率の向上や若年層の転出超過を改善することで、人口減少を緩やかにしていくとともに、人口が減少したとしても、誰もが住み慣れた地域での生活を継続し、幸せに暮らせるまちづくりに取り組みます」と人口減少、少子高齢化への対応策を示しています。

令和2年(2020年)国勢調査の実績値および国立社会保障・人口問題研究所による推計をベースとしたコーホート要因法(※)による推計を行いました。

※コーホート要因法：各コーホート(=同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団)について、「自然増減」(=出生と死亡)および「純移動」(=転入と転出)の2つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法

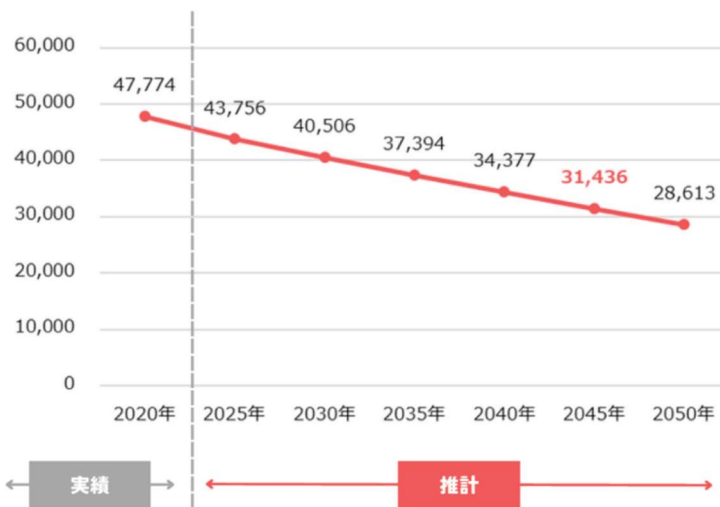


図 恵那市の将来人口推計 出典：「第3次恵那市総合計画(恵那市みらいビジョン2045)」

(4) 産業構造

産業構造として、産業別事業所数をみると、卸売・小売業が21.6%と最も多く、次いで、宿泊業、飲食サービス業が12.5%、製造業が11.2%の順となっています。

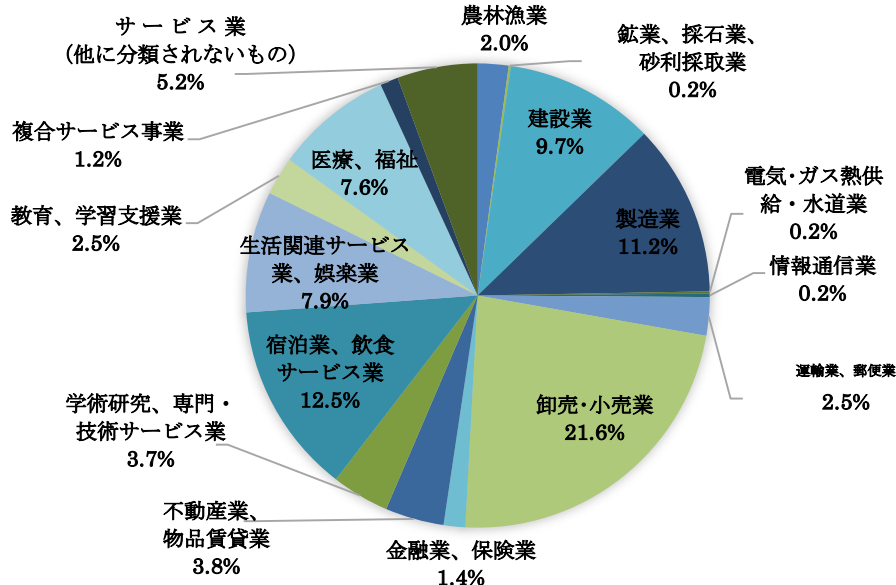


図 恵那市の産業別事業所数 出典：恵那市「令和6年版恵那市統計書」

2-2 自然環境

(1) 気象

本市の月別平均気温（平成 28 年～令和 7 年の 10 年間の平均値）は、最低が 1.7℃（1 月）、最高が 26.5℃（8 月）です。月別平均降水量（平成 28 年～令和 7 年の 10 年間の平均値）は、7 月に 297.8mm と多くなっています。

岐阜地方気象台（岐阜市）での明治 16（1883）年から令和 6（2024）年までにおける観測では、100 年間あたりの変化で、年平均気温が約 1.9℃（日本全体：1.4℃の上昇）の割合で上昇、真夏日日数は、約 19 日の割合で増加（日本全体：9 日の増加）、熱帯夜日数は約 22 日の割合でそれぞれ増加（日本全体：20 日の増加）し、冬日日数は約 32 日の割合で減少（日本全体：18 日の減少）しており、いずれも日本全体の变化割合を上回っています。

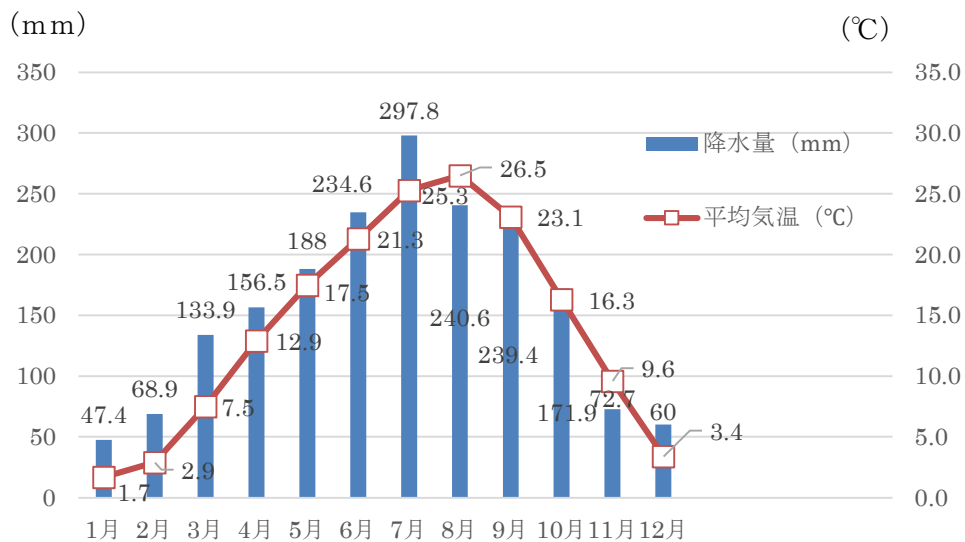


図 月別平均降水量と平均気温（平成 28 年～令和 7 年の 10 年間の平均値）

出典：気象庁「岐阜地方気象台観測データ」

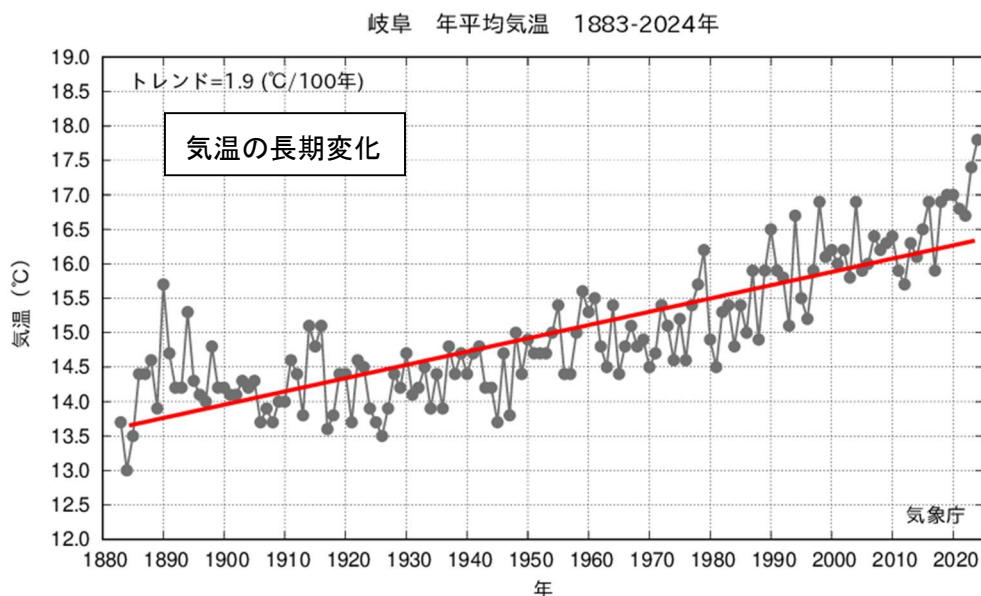


図 年平均気温偏差の推移（岐阜地方気象台）

出典：東京管区気象台「気候変化レポート 2025 - 関東甲信・北陸・東海地方 -」

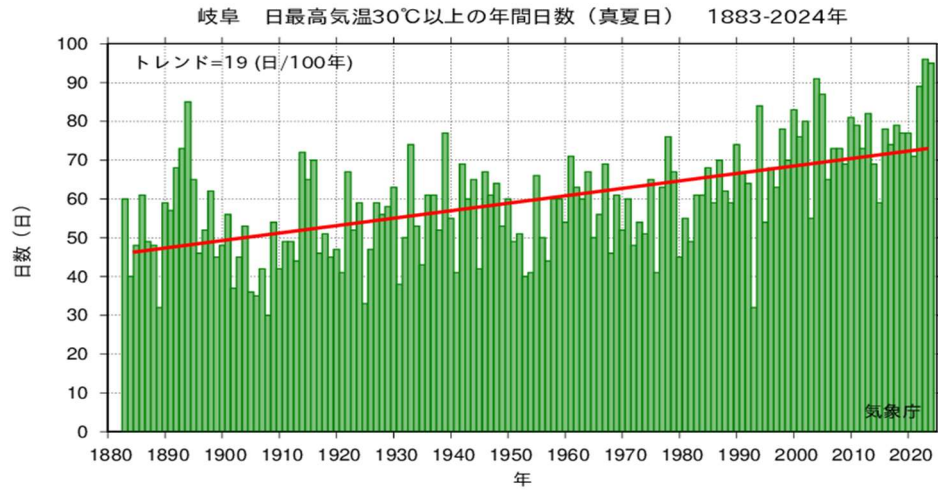


図 日最高気温 30℃以上（真夏日）の年間日数の推移（岐阜地方気象台）
出典：東京管区気象台「気候変化レポート 2025 ー関東甲信・北陸・東海地方ー」

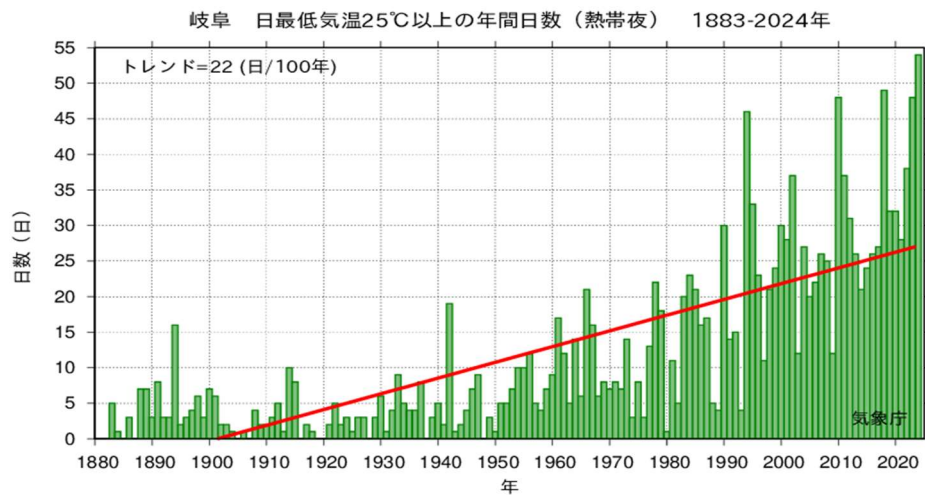


図 日最低気温 25℃以上（熱帯夜）の年間日数の推移（岐阜地方気象台）
出典：東京管区気象台「気候変化レポート 2025 ー関東甲信・北陸・東海地方ー」

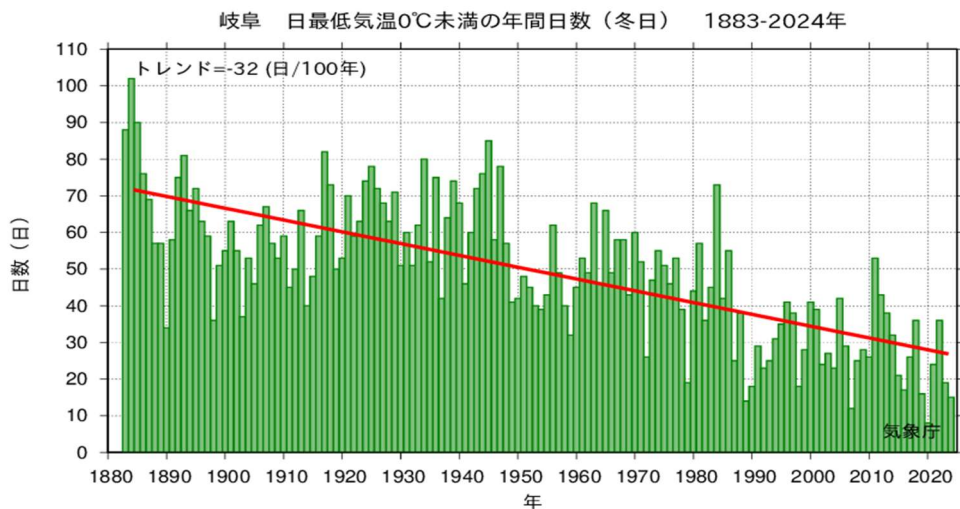


図 日最低気温 0℃未満の（冬日）の年間日数の推移（岐阜地方気象台）
出典：東京管区気象台「気候変化レポート 2025 ー関東甲信・北陸・東海地方ー」

(2) 土地利用

令和4年度の地目別土地利用面積をみると、本市の総面積50,424haのうち、森林が76.5%にあたる38,581haを占めています。

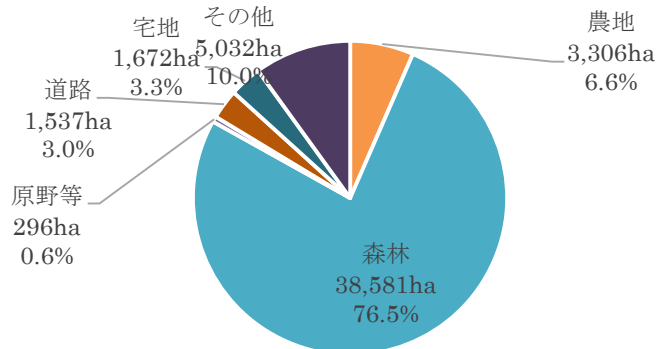


図 地目別土地利用面積の推移 (10月1日現在)

出典：岐阜県「令和4年岐阜県統計書(県都市政策課)」

(3) 森林

本市の林家数は減少しており、保有山林面積、林家あたり保有森林面積は横ばいで推移しています。岐阜県と比較し、人工林の占める割合が多くなっています。市内の森林は天然林よりも人工林の割合が多いため、森林を維持するには間伐などの手入れを継続していく必要があります。

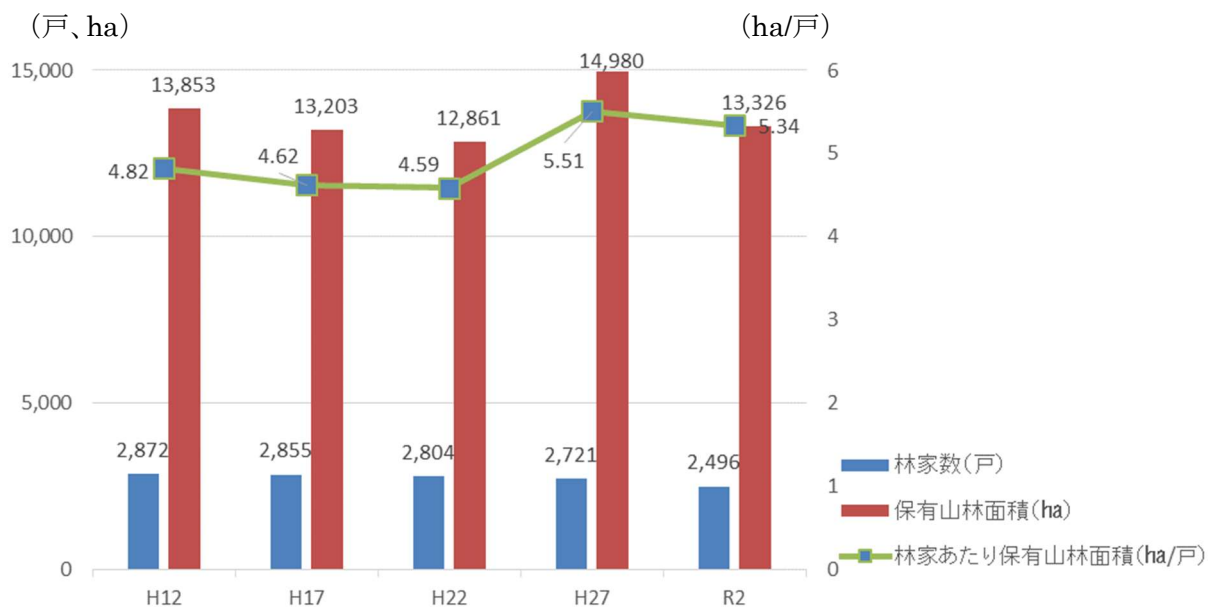


図 林業の動向(各年2月1日現在)

出典：農林水産省「農林業センサス」

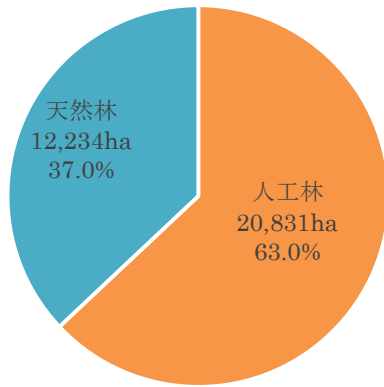


図 恵那市民有林での天然林割合

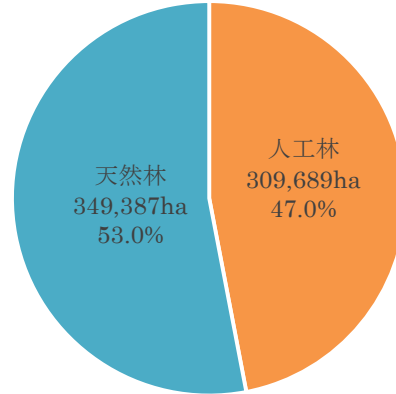


図 岐阜県民有林での天然林割合

注) 森林面積には、無立木地、竹林は含んでいない。
出典：岐阜県「令和6年岐阜県統計書（県林政課）」

森林は、樹木を育む以外にも多くの機能を有しています。生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの機能を通じて、森林は私たちの生活と深く関わっています。

表 森林の有する多面的機能

森林の多面的機能	公益的機能	環境保全機能	1. 水源かん養（洪水緩和、水資源貯留、水質浄化）
			2. 土砂災害防止（表面浸食防止、表層崩壊防止、その他土砂災害防止、防風）
			3. 快適環境形成（気候緩和、大気浄化、快適環境生活形成）
			4. 生物多様性保全（遺伝子保全、生物種保全、生態系保全）
			5. 地球環境保全（地球環境の緩和、地球の気候安定）
	保健休養・文化機能	6. 保健・レクリエーション（療養、保養、行楽、スポーツ）	
		7. 教育文化（景観、風致、学習・教育、芸術、宗教・祭礼、伝統文化、地域性維持）	
	物質生産機能		8. 林産物生産（木材、きのこ、山菜、工業原料、工芸材料）

出典：日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業および森林の多面的な機能の評価について」

(4) 農地

経営耕地面積は、年々減少傾向にあります。また、耕作放棄地は平成12年以降大きく増加しています。農家数も年々減少しており、特に第2種兼業農家が大きく減少し、自給的農家が増加しています。一方で、専業農家や第1種兼業農家はほぼ横ばいで推移しています。

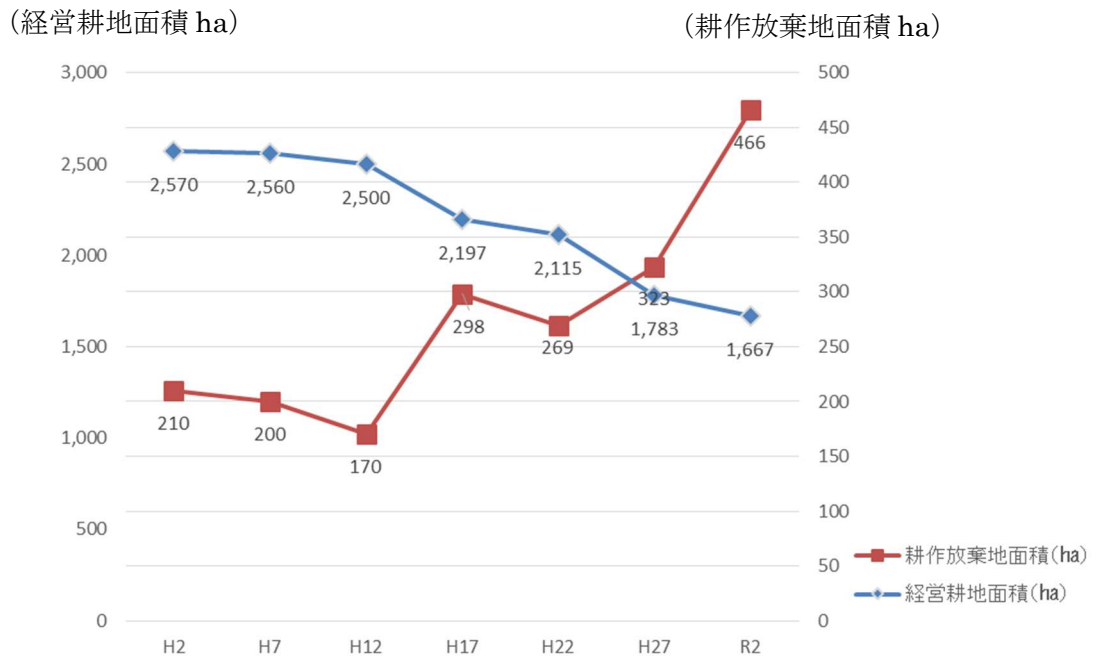


図 経営耕作面積及び耕作放棄地面積の推移

出典：農林水産省「農林業センサス」 R2の耕作放棄地面積のみ恵那市農業委員会調べ

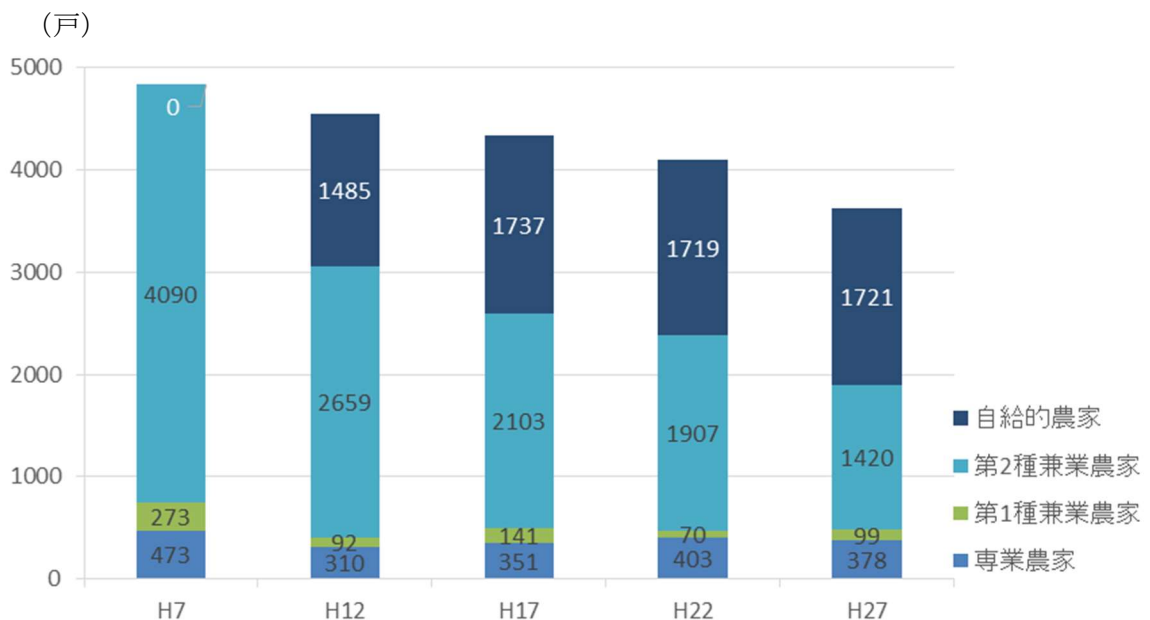


図 農家数の推移

注) 自給的農家はH12の農林業センサスから統計を開始 表記分類はH27で集計終了
出典：農林水産省「農林業センサス」

(5) 動植物・生態系

本市には、飛騨木曾川国定公園、恵那峡県立自然公園、胞山（えなさん）県立自然公園（の一部）が指定されています。

また、岐阜県では、「岐阜県自然環境保全条例」に基づき、自然環境保全地域および緑地環境保全地域を指定しており、市内には緑地環境保全地域が2カ所あります。

環境省の「重要里地里山 500」では、屏風山の南東の瑞浪市と跨る「田代山、黒の田湿地」が生物多様性保全上重要な場所として登録されています。

このような公園や地域は、生物多様性を保全する拠点として位置づけられます。



図 自然公園・環境保全地域

表 自然公園・環境保全地域の指定状況

指定区分	名称	全体面積 (ha)	指定年月日	特徴
		うち特別地域面積 (ha)		
国定公園	飛騨木曾川	18,074.00	S39.3.3 H元.6.7	飛騨川・木曾川沿いの奇岩・ 渓谷美
		-		
県立自然公園	恵那峡	1,505.00	S29.9.14	恵那峡を中心とする渓谷美
		319.00		
	胞山	5,027.00	S29.9.14	高原・湖が一体となった自然 景観美
		455.00	S35.8.30 H16.3.18	
緑地環境保全 地域	天瀑山	68.20	S48.3.31	アカマツの大径木などの良好 な緑地
		10.50		
	大船神社	7.05	S54.3.30	老齡巨木のスギ林を主体とし た良好な緑地
		6.88		

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

本市は、周伊勢湾要素植物の分布域にあり、分布がほぼ東海地方に限られる植物や、寒冷地性の植物などをみることができます。

ここでは、岐阜県のレッドデータブックや、環境省のレッドリスト、環境保護団体の調査結果等を元に、恵那市周辺に生息・生育しているとされる貴重な自然環境要素について整理しました。

以下の重要な動植物は、多様な動植物と一体に生息・生育するものであるため、絶滅の進行は生物多様性の低下につながります。

表 恵那市周辺に生息・生育している貴重な自然環境要素

重要な植物	シデコブシ、ヒトツバタゴ、ハナノキ、ミズスギ、ミカワシオガマ、ヒメコウホネ、フクジュソウ、セッコク、アゼオトギリ、ミカワバイケイソウ、シラタマホシクサ、ミズトンボ、カザグルマ、イシモチソウ、フジバカマ、トチカガミ、カキツバタ、ウンヌケ、ナガエミクリ、マメヅタラン、エビネ、サギソウ、トキソウ、コモウセンゴケ、シラヒゲソウ、クリンソウ、ホッスモ、キキョウ、ヒダアザミ、ナツエビネ、キンラン
重要なほ乳類	ニホンテングコウモリ、カヤネズミ、ヒメヒミズ、ミズラモグラ
重要な鳥類	アカモズ、ミゾゴイ、クマタカ、アオバズク、ヤマセミ、アカショウビン、コサメビタキ、サンコウチョウ、サシバ、ヨタカ、サンショウクイ、ハチクマ、オオタカ、ハイタカ、オシドリ、ツミ、アオバト、ハリオアマツバメ、トラツグミ
重要な両生類・は虫類	イシガメ、ブチサンショウウオ、ヒダサンショウウオ、ニホンアカガエル、ナガレタゴガエル、モリアオガエル
重要な魚類	ホトケドジョウ、サツキマス、ドンコ、オオヨシノボリ
重要な昆虫類	マダラナニワトンボ、チャマダラセセリ、ヒメヒカゲ、ゴマシジミ、ウラナミジャノメ、クロヒカゲモドキ、ゲンゴロウ、クロミドリシジミ、ツマグロキチョウ、ヒメタイコウチ、ミドリシジミ、ハヤシミドリシジミ、オオヒカゲ、ギフチョウ、グンバイトンボ、ギンイチモンジセセリ、ヒメシジミ、アカマダラコガネ、ホンサナエ、トラフトンボ、トラフカミキリ、セダカコブヤハズカミキリ、タニグチコブヤハズカミキリ、ミヤマチャバネセセリ、フジミドリシジミ、シラユキコヤガ、オグマサナエ、フタスジサナエ、マルタンヤンマ、エゾスジヨトウ、モウセンゴケトリバ
重要な貝類	オカノマイマイ、オクガタギセル、タカキビ、ミドリベッコウ

出典：岐阜県「岐阜県レッドデータブック」及びシデコブシ保存会調査結果より

2-3 生活環境

(1) 公害苦情

令和6年度の公害苦情件数は、いわゆる典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）の苦情は18件で、典型7公害以外では、不法投棄の通報が23件、空き地の除草に関する相談が16件でした。傾向として平成26年度の48件以降毎年苦情件数が増加しています。内訳を見ると空き地の除草や不法投棄の通報に関することが毎年大きな割合を占めています。土壌汚染、地盤沈下に関する苦情は最近ではありませんでした。また、悪臭に関する苦情の多くは野外焼却に関することでした。

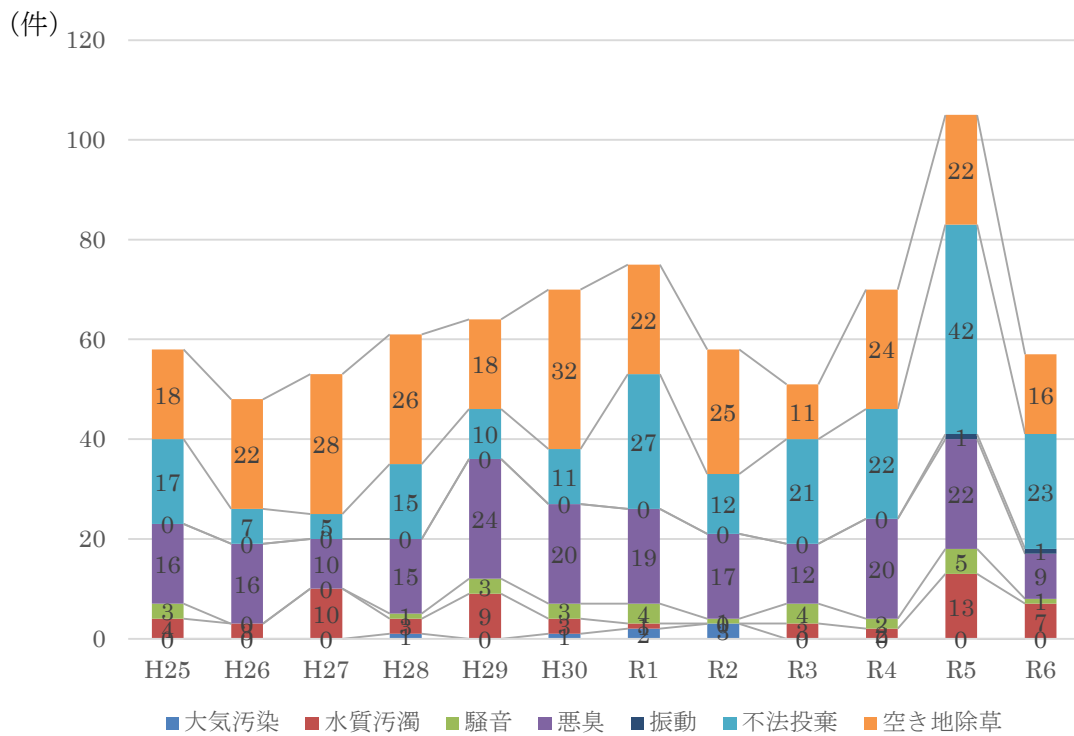


図 公害苦情件数の推移

出典：恵那市「恵那市の環境（令和7年版）」

(2) 大気環境

恵那市の大気汚染に関する測定は、県が令和元年から恵那市総合庁舎（長島町正家後田1067-1）において常時測定を行っています。

二酸化硫黄

大気中の二酸化硫黄は、大気汚染物質の中でも代表的な物質です。通常は主として重油等石油系燃料に含まれる硫黄分の燃焼により発生し、その主な発生源は、工場・事業所のばい煙生施設です。

年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	基準値を超えた日数とその割合		基準値の適合
				(日)	(%)	
R1	364	8,700	0.000	0	0.0	○
R2	361	8,655	0.000	0	0.0	○
R3	361	8,637	0.000	0	0.0	○
R4	362	8,662	0.000	0	0.0	○
R5	363	8,682	0.000	0	0.0	○
R6	363	8,668	0.000	0	0.0	○

出典：恵那市「恵那市の環境」

基準値を満たすとは、測定時間が年間 6,000 時間以上、基準値である日平均値 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続せず、基準値を超えた日数が年間を通じて 2%以下を指します。

二酸化窒素

大気中の二酸化窒素のような窒素酸化物は、物の燃焼に伴い空気中の窒素が酸化されてできるものと、燃料中に含まれている窒素分が酸化されてできるものがあります。発生源として、工場・事業所のばい煙発生施設や自動車があります。

年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	基準値を超えた日数とその割合		日平均値の年間98%値 (ppm)	基準値の適合
				(日)	(%)		
R1	364	8,698	0.007	0	0.0	0.014	○
R2	361	8,654	0.006	0	0.0	0.014	○
R3	363	8,674	0.006	0	0.0	0.013	○
R4	363	8,674	0.006	0	0.0	0.012	○
R5	263	6,309	0.006	0	0.0	0.015	○
R6	363	8,668	0.005	0	0.0	0.013	○

出典：恵那市「恵那市の環境」

基準値を満たすとは、測定時間が年間 6,000 時間以上、基準値である日平均値の年間 98%値が 0.004ppm～0.006ppm のゾーン内かゾーン以下を指します。

浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が 10 μm 以下のものをいいます。自動車の排ガスや工場のばい煙に加え、微小な黄砂粒子なども含まれるため、黄砂が観測された日に高値を示すことがあります。

年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	基準値を超えた日数とその割合		基準値の適否
				(日)	(%)	
R1	364	8,735	0.012	0	0.0	○
R2	361	8,683	0.011	0	0.0	○
R3	363	8,700	0.010	0	0.0	○
R4	361	8,678	0.011	0	0.0	○
R5	364	8,733	0.010	0	0.0	○
R6	358	8,602	0.011	0	0.0	○

資料：恵那市「恵那市の環境」

基準値を満たすとは、測定時間が年間 6,000 時間以上、基準値である日平均値 0.10 mg/ を超えた日が 2 日以上連続せず、基準値を超えた日数が年間を通じて 2%以下を指します。

光化学オキシダント

光化学オキシダントとは、窒素酸化物や炭化水素類が紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成される酸化性物質で、いわゆる光化学スモッグの原因物質とされます。

年度	昼間 測定日 数 (日)	昼 間 測定時間 (時間)	昼 間 年平均値 (ppm)	基準値を超えた 時間数とその割合		昼間の 1 時間値の 最高値 年平均値 (ppm)	日最高 1 時 間値の 年平均値 (ppm)	基準値の 適 否
				(時間)	(%)			
R1	366	5,458	0.032	417	7.6	0.115	0.048	×
R2	365	5,426	0.032	380	7.0	0.124	0.047	×
R3	365	5,431	0.031	203	3.7	0.106	0.046	×
R4	365	5,447	0.031	306	5.6	0.091	0.047	×
R5	366	5,455	0.032	290	5.3	0.106	0.047	×
R6	365	5,436	0.032	251	4.6	0.093	0.046	×

資料：恵那市「恵那市の環境」

基準値を満たすとは、1 時間値が 0.06ppm 以下 (0.06ppm を超えた時間数がゼロ) を指します。

微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質 (PM2.5) とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が概ね 2.5 μ m の粒子をいいます。発生源としては、ディーゼルエンジン。工場・事業場での燃料の燃焼から発生するものと、ガス状で排出された硫黄酸化物や窒素酸化物といった大気汚染物質が大気中での化学変化により発生するものがあります。

年度	有 効 測定日数 (日)	年平均値 (μ g/ m^3)	日平均値の 年間 98% 値 (μ g/ m^3)	短期基準を超えた 日数とその割合		基準値の 適 否
				(日)	(%)	
R1	364	8.8	23.3	0	0.0	○
R2	361	8.0	24.1	1	0.3	○
R3	363	7.3	16.2	0	0.0	○
R4	363	7.5	17.2	0	0.0	○
R5	364	7.5	17.5	0	0.0	○
R6	359	7.9	17.3	1	0.3	○

資料：恵那市「恵那市の環境」

基準値を満たすとは、有効測定日数が年間 250 日以上、年平均値が 15 μ g/ m^3 以下 (長期基準)、かつ、日平均値の年間 98% 値が 35 μ g/ m^3 以下 (短期基準) を指します。

(3) 水環境

水質汚濁に関する環境基準のうち、類型指定を受けた河川における生物化学的酸素要求量(BOD)の適合状況は下表のとおりです。

上村川は、恵那市内で唯一の類型AAであり、もっとも厳しい基準値となっています。

令和6年度における本市の環境基準適合に係るBODの達成率は、18か所の調査地点のうち18か所全て環境基準を満たし100%達成しました。

河川別BODの環境基準達成状況

河川名	採水箇所	令和4年度			令和5年度			令和6年度			類型指定	
		75%評価 X/Y	75%値 (mg/L)	達成 状況	75%評価 X/Y	75%値 (mg/L)	達成 状況	75%評価 X/Y	75%値 (mg/L)	達成 状況		
木曾川水系	阿木川	天神橋	0/6	0.9	○	0/6	0.9	○	0/6	0.8	○	A
		両島橋	0/12	1.3	○	0/12	0.9	○	0/12	1.0	○	
		神之木橋	0/12	1.3	○	0/12	1.6	○	0/12	1.4	○	
		中電取水口付近	0/12	1.5	○	0/12	1.4	○	0/12	1.5	○	C
		木曾川合流前	0/12	1.4	○	0/12	1.7	○	0/12	1.7	○	
	木曾川	笠置橋	0/6	1.1	○	0/6	0.8	○	0/6	1.1	○	A
	中野方川	中央橋	0/6	1.4	○	0/6	0.8	○	0/6	1.1	○	A
野瀬橋		0/6	1.2	○	0/6	0.7	○	0/6	1.1	○		
巴橋		0/6	0.9	○	0/6	0.5	○	0/6	0.9	○		
庄内川水系	土岐川	浜松橋	0/6	1.3	○	0/6	1.0	○	0/6	1.6	○	A
		折坂橋	0/6	1.6	○	0/6	1.0	○	1/6	1.8	○	
		藤川合流前	0/6	1.5	○	0/6	1.0	○	0/6	1.1	○	
		瑞浪市境	0/6	1.2	○	0/6	0.6	○	0/6	1.1	○	
	小里川	広瀬橋	0/6	1.9	○	0/6	1.4	○	0/6	0.9	○	B
矢作川水系	阿妻川	阿妻才坂合流点	0/6	1.8	○	0/6	1.1	○	0/6	0.7	○	A
	明智川	交番裏合流点下	0/6	0.9	○	0/6	1.4	○	0/6	0.7	○	A
		出合橋合流点下	0/6	1.6	○	0/6	1.2	○	0/6	0.8	○	
	上村川	鶺鴒橋	3/6	1.7	×	2/6	1.3	×	0/6	0.7	○	AA

※Xは基準値を超えた回数、Yは検査回数

出典：恵那市「恵那市の環境（令和7年版）」

※類型別の環境基準について

類型	利用目的の適応性	BOD基準値
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	1mg/l以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	2mg/l以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	3mg/l以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	5mg/l以下
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	8mg/l以下
E	工業用水3級、環境保全	10mg/l以下

(4) 騒音・振動・悪臭

本市では、騒音の現況を把握するため、年1回、一般地域6か所で騒音調査を実施しています。地域類型A及び地域類型Bの昼間の環境基準は55dB以下ですが、山岡町下九号組集会所を除いて基準を満たしていませんでした。また、地域類型Cの長島町中野児童公園、山岡町恵南グリーンセンターにおいては、昼間60dB以下の環境基準を満たしています。

測定場所	測定時間	等価騒音レベル（LAeq）			地域類型 環境基準
		4年度	5年度	6年度	
長島町 文化センター駐車場	午前	49.8	51.4	52.7	A 以下
	午後	55.6	51.9	56.5	
長島町 中野児童公園	午前	48.4	42.0	44.1	C 以下
	午後	44.5	41.3	57.8	
武並町 JA 東美濃恵那西支店	午前	58.7	57.4	55.0	B 以下
	午後	55.1	53.1	52.1	
山岡町 下九号組集会所	午前	40.5	39.3	43.8	B 以下
	午後	45.8	40.0	44.9	
山岡町 恵南グリーンセンター	午前	58.4	58.7	56.5	C 以下
	午後	57.6	57.0	56.3	
山岡町 新中田コミュニティ	午前	39.9	39.3	58.4	B 以下
	午後	39.6	40.1	40.1	

測定日：令和4年11月30日、令和5年11月22日、令和6年11月19日

振動に関しては、「振動規制法」に基づき、振動を発生する工場・事業所の施設を特定施設に指定し、監視・指導を行っています。令和6年度末時点の特定事業所数は下表のとおりです。

表 振動関係の業種別特定事業場数

施設の種類	施設数	工場数
金属加工機械	323	35
圧縮機	303	61
土石用破碎機等	231	56
織機	3	1
建設用資材製造機械	4	2
木材加工機械	16	13
印刷機械	47	13
ゴム練用ロール機	0	0
合成樹脂用射出成形機	206	10
鋳造型機	3	1
合計	1,136	192

出典：恵那市「恵那市の環境（令和7年版）」

(5) ダイオキシン類

ダイオキシン類は、人の生命や健康に重大な影響を与える恐れがあると指摘されています。本市では、定期的に大気及び土壌を測定し、ダイオキシン類による汚染の状況を監視しています。近年の測定結果をみると、各調査地点において、大気と土壌のいずれも環境基準に適合しています。

[表 3-5-1] ダイオキシン類測定結果（一般地域）

項目	年度	調査地点	採取日	結果	基準値
大気	4	恵那市役所	R5.2.6-2.13	0.0096pg-TEQ/m ³	0.6pg-TEQ/m ³
	5	恵那市役所	R6.1.15-1.22	0.0096pg-TEQ/m ³	
	6	恵那市役所	R7.2.5-2.12	0.0039pg-TEQ/m ³	
土壌	4	まきがね公園	R5.2.7	1.7pg-TEQ/g-dry	1,000pg-TEQ/g
	5	まきがね公園	R6.2.13	1.5pg-TEQ/g-dry	
	6	まきがね公園	R7.2.3	0.92pg-TEQ/g-dry	

[表 3-5-2] ダイオキシン類測定結果（発生源周辺）

発生源	項目	調査地点	4年度	5年度	6年度	基準値
恵那 エコ セン タ	大気	リサイクルセンター	0.0073	0.0057	0.0067	0.6
		上本郷集会所	0.0049	0.0051	0.0094	
	土壌	武並神社	0.44	0.69	0.16	1000
		リサイクルセンター	4.0	4.4	4.0	

(6) 生活排水処理

水洗化率及び合併浄化槽普及率は、微増で推移しています。

(%)

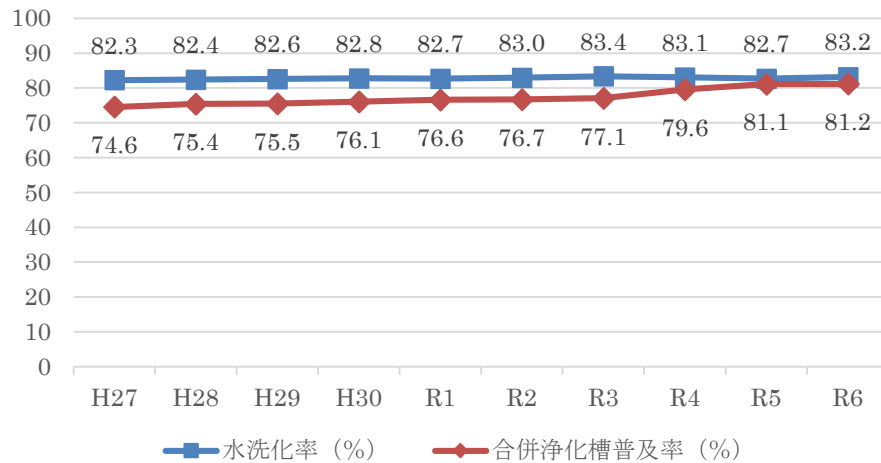


図 合併浄化槽の普及率

資料：恵那市 上下水道課

(7) 都市公園

本市では、長島町と大井町に、計 15 か所の都市公園が整備されています。最近では令和 6 年度にその他公園として 4 公園が新たに整備されました。

表 都市公園一覧

名称	住所
まきがね公園	恵那市長島町中野 1269 番地 389
阿木川公園	恵那市長島町正家二丁目 117 番地先
中央公園	恵那市大井町 200 番地 8
中野公園	恵那市長島町中野 475 番地 20
うとう公園	恵那市長島町正家一丁目 8 番地 1
マロニエ公園	恵那市長島町正家三丁目 6 番地 1
ほりた公園	恵那市長島町二丁目 4 番地 6
まきもと公園	恵那市長島町正家一丁目 6 番地 2
学頭公園	恵那市大井町 1135 番地 2
ふれあいひろば	恵那市長島町中野二丁目 2 番地 4
神田公園	恵那市長島町中野一丁目 6 番地 1
大崎公園	恵那市長島町中野二丁目 10 番地
中山道大井宿広場	恵那市大井町 210 番地 1
中曽根公園	恵那市長島町正家三丁目 11 番地
道垣外公園	恵那市長島町正家三丁目 23 番地

表 その他公園一覧

名称	住所
みさとふれあい広場	恵那市三郷町野井 1736 番地 239
武並わくわくパーク	恵那市武並町竹折 1648 番地 259
中野方ひまわり公園	恵那市中野方町 2337 番地 1
リバーパークかみやばぎ	恵那市上矢作町漆原 932 番地 1

(8) 自動車保有台数

令和 6 年度末における世帯あたり自動車保有台数の岐阜県、全国との比較結果をみると、全国的にも高い岐阜県（全国で 9 番目）において、本市はその平均値をやや下回るものの、自動車への依存度が高い地域であることが分かります。

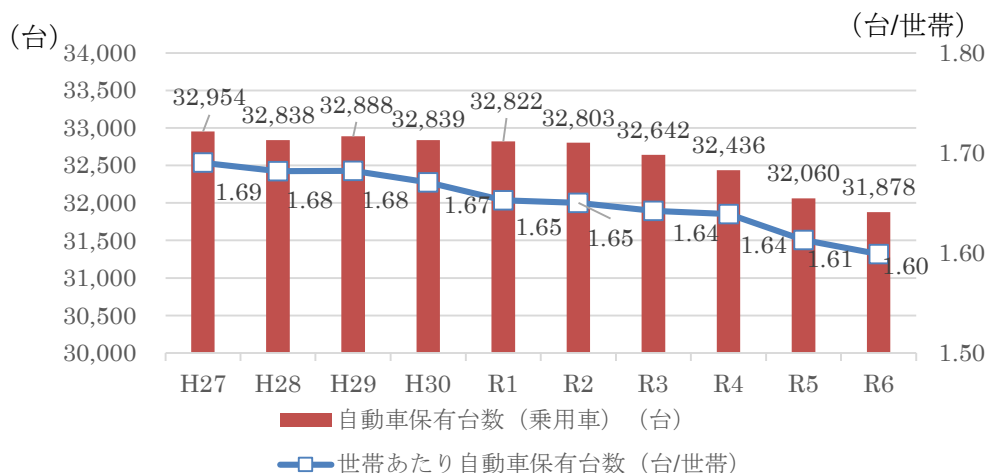


図 自動車保有台数（乗用車）と世帯あたり自動車保有台数の推移

出典：恵那市「恵那市統計書」

表 世帯あたり自動車保有台数の比較（令和6年度）

	自動車保有台数	世帯数	世帯あたり自動車保有台数
恵那市	31,878	19,936	1.599
岐阜県	1,303,032	797,299	1.634
全国	62,335,537	60,779,141	1.025

出典：恵那市「恵那市統計書」及び（一社）自動車検査登録情報協会

（9）鉄道の利用

本市の鉄道の駅別の一日の平均利用者数は、JRの2駅については、減少傾向となっており、明知鉄道の各駅については、近年では通学定期の補助により下げ止まりの傾向が見られます。

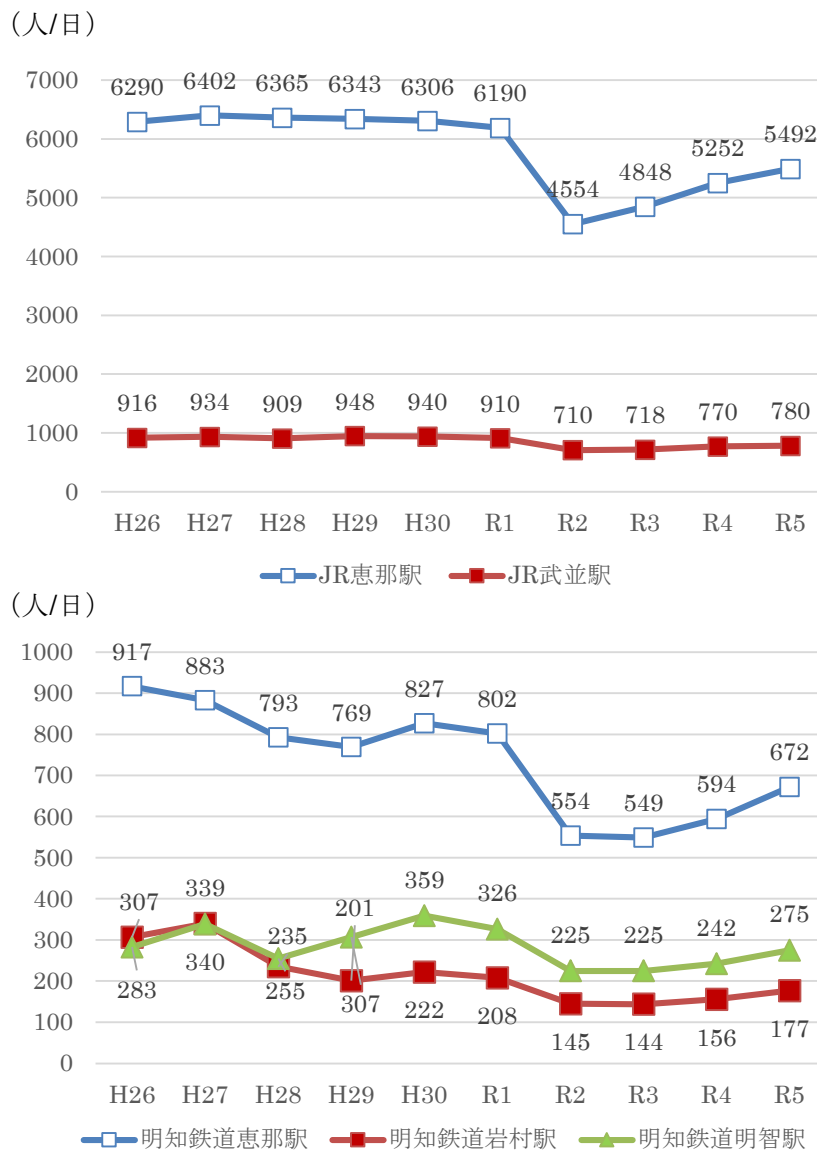


図 鉄道利用者数の推移

出典：恵那市「令和6年版恵那市統計書」

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

(10) 天然記念物

本市における文化財（国指定文化財、県指定文化財、市指定文化財）のうち、天然記念物は、令和6年度末時点で下表のとおり66点が指定登録されています。

表 恵那市の指定登録天然記念物

種別	名称	員数	所在地	指定年月日
国指定	富田ハナノキ自生地	17 a	岩村町富田	T11.10.12
	傘岩	1 基	大井町奥戸	S 9. 1.22
	ヒトツバタゴ自生地	2 カ所 1,584 m ²	笠置町姫栗	T12. 3. 7
県指定	団子スギ	1 本	明智町大真菰	S32.12.19
	自生のヒトツバタゴ	4 本	明智町荒井、大真菰、大庭	S33.12.14
	大船神社の弁慶スギ	1 本	上矢作町高井戸	S34. 3.10
	大船神社参道の松並木	4km336 本	上矢作町高井戸	S34. 3.10
	笠置山のヒカリゴケ	500 m ²	中野方町宇塚	S34.11.16
	大井ヒトツバタゴ	7 本	大井町古瀬	S34.11.16
	中野方のヒトツバタゴ自生地	2 カ所 2 本	中野方町太田、赤又駄	S36. 6.19
	武並のソウセイチク自生地	500 m ²	武並町藤	S36. 6.19
	亀ヶ沢のハナノキ自生地	1,000 m ²	三郷町野井	S38. 9.10
	河合のカヤ	1 本	笠置町河合	S45. 4. 7
	正家のカヤ	2 本	長島町正家	S45. 4. 7
	ひよもの枝垂れザクラ	1 本	串原中沢	S57. 8.10
	中山神社社叢	1 カ所 9,947 m ²	串原中山	S63. 1.12
市指定	マダラカワタケ		中野方町新畑	H16.10.25
	ヤダケ		中野方町鷹の巣	H16.10.25
	クマガヤ草		中野方町橋立	H16.10.25
	水汲場ハナノキ自生地	3 本	飯地町市政	H16.10.25
	野井三谷のハナノキ木群生地		三郷町野井	H16.10.25
	藤のカヤの木	1 本	武並町藤	H16.10.25
	大平の福寿草	1 カ所	上矢作町達原	H16.10.25
	新田の桜	1 本	上矢作町本郷	H16.10.25
	島の大杉	1 本	上矢作町島	H16.10.25
	櫃ヶ沢の甌穴	6 カ所	上矢作町達原	H16.10.25
	銀杏木	1 本	山岡町田沢	H16.10.25
	大杉（庚申杉）	1 本	山岡町馬場山田	H16.10.25
	枝垂柿	1 本	山岡町馬場山田	H16.10.25
	馬場桜	1 本	山岡町馬場山田	H16.10.25
	梅（臥龍梅）	1 本	山岡町馬場山田	H16.10.25
	大杉（参道杉）	1 本	山岡町久保原	H16.10.25
	榎木（山岡町久保原）	1 本	山岡町久保原	H16.10.25
	逆さ柳	1 本	山岡町下手向	H16.10.25
	ハナノ木（山岡町下手向群生地）	1 カ所 31 本	山岡町下手向	H16.10.25
	ハナノ木（山岡町下手向群生地）	1 カ所	山岡町下手向	H16.10.25
	ハナノ木（山岡町下手向群生地）	1 カ所	山岡町下手向	H16.10.25
	ヒトツバタゴ	1 本	山岡町下手向	H16.10.25
	榎木（山岡町田代）	1 本	山岡町田代	H16.10.25
	船岩		山岡町下手向	H16.10.25
	大杉	1 本	山岡町上手向	H16.10.25
	ハナノ木（山岡町久保原群生地）		山岡町久保原	H16.10.25
	桧	1 本	山岡町久保原	H16.10.25
	観音堂のイチイ	2 本	明智町門野	H16.10.25
	門野神社のカヤ	1 本	明智町門野	H16.10.25
	滝坂観音堂の枝垂れ桜	1 本	明智町滝坂	H16.10.25
上田薬師堂のサルスベリ	1 本	明智町上田	H16.10.25	

表 恵那市の指定登録天然記念物（続き）

種別	名称	員数	所在地	指定年月日
市指定	中切津島神社大杉	2本	岩村町飯羽間	H16.10.25
	前平のいちょう	1本	飯地町前平	H16.10.25
	南のかや	2本	飯地町南	H16.10.25
	五明のもみ	1本	飯地町五明	H16.10.25
	奥屋のかし	5本	飯地町奥屋	H16.10.25
	土々ヶ根のしだれザクラ	1本	大井町土々ヶ根	H16.10.25
	佐々良木中坪の檜	1本	三郷町佐々良木	H16.10.25
	飯地町大根シデコブシ自生地	290本 9,040 ㎡	飯地町大根	H16.10.25
	大円寺ハナノキ	1本	岩村町富田	H16.10.25
	シデコブシ自生地	1カ所 10本	岩村町飯羽間	H16.10.25
	釜井の大まき	1本	串原釜井あへまき	H16.10.25
	住畑の大杉	1本	串原住畑	H16.10.25
	千田のヒトツバタゴ	1本	長島町久須見	H16.10.25
	保古の湖のゴヨウツツジ自生地	38本 20,600 ㎡	東野保古山	H16.10.25
	猿投神社のヒトツバタゴ	1本	明智町上田	H16.10.25
	萩原の大栃	1本	上矢作町飯田洞	H16.10.25
	大馬渡の大杉	1本	上矢作町漆原	H16.10.25
	杉平八幡神社の大杉	1本	明智町杉平	H16.10.25
八斗蒔の彼岸ザクラ	1本	明智町常盤町	H16.10.25	

資料：恵那市 生涯学習課

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

(11) 景観

市街地や幹線道路上からは恵那山や笠置山を良好に眺めることができます。また、高原地や丘陵上からは遠方に御嶽山や中央アルプスを望むことができます。

木曾川水系、矢作川水系、庄内川水系からなる 51 もの大小様々な河川が流れており、山と川の美しい自然景観が形成されている。市内 7 つのダム及びダム湖が存在します。

市街地以外の盆地や丘陵地にはのどかな田園景観・農村景観が広がっています。

岩村町富田地区の農村風景は、「第 7 回美しい日本のむら景観コンテスト（平成 10 年度・農林水産省農村振興局）」の集落部門において、農林水産大臣賞を受賞しています。また、中野方町坂折地区の棚田は急斜面地に当時の石組みの技術を集めてつくられており、全国棚田百選に選ばれています。岩村町本通りについては、江戸時代、東濃地方の政治・経済・文化の中心として栄えた城下町の姿を今に伝えており、平成 10 年重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。



図 優れた景観資源

出典：恵那市「恵那市景観計画」

(12) その他の環境資源

本市にはダムも多く建設されており、大井ダム、阿木川ダム、小里川ダム、矢作ダム等、7つのダムおよびダム湖が存在します。大井ダムは日本初の発電用ダムであり、ダムによって形成された風光明媚な湖は、地理学者の志賀重昂によって恵那峡と命名され、国立自然公園にも指定されています。1991年に完成した阿木川ダムによって形成された阿木川湖は、恵那峡とともにダム湖百選に選定されています。ダム湖ではありませんが、大正時代後期に築造された根の上高原の保古の湖は、県立自然公園に指定されています。

現在旧恵那市を中心に約600カ所にため池が登録されており、農業用としての機能の他、動植物の生息・生育や、景観の向上にも貢献しています。

ダム湖の広大な空間や河川、清らかな湧水、特有の動植物を育む湿地など、多様な水の姿を楽しむことができます。

■「ダム湖百選」認定ダム湖

	
<p>恵那峡（大井ダム） 日本初のダム式発電です。貯水池周辺は恵那峡として親しまれています。</p>	<p>阿木川湖（阿木川ダム） 都市型ダムとして雄大な貯水池。開放感のある空間は地域の人々の憩いの場となっています。</p>

■岐阜の名水50選

	
<p>西行ゆかりの水 西行法師が奥州平泉からの帰途、墨を磨（す）るのに使った水とされています。</p>	<p>龍神の井・霧ヶ井 岩村城の山頂に龍神の井・霧ヶ井があります。17ある井戸のうち最大のものが龍神の井、城の別名に由来する伝説を持つ井戸が霧ヶ井です。</p>

2-4 脱炭素社会

(1) 部門・分野別の温室効果ガス（CO₂）排出量の推移

本市の部門・分野別の温室効果ガスのうち二酸化炭素の排出量について、環境省が「自治体排出カルテ」として推計しています。

令和4（2022）年の部門・分野別の二酸化炭素排出量は、産業部門が161t-CO₂で最も多く、次いで運輸部門の103t-CO₂となっています。

数値は人口、経済活動、エネルギー効率等の複合的な要因によって増減しますが、最近では緩やかな減少傾向にあります。

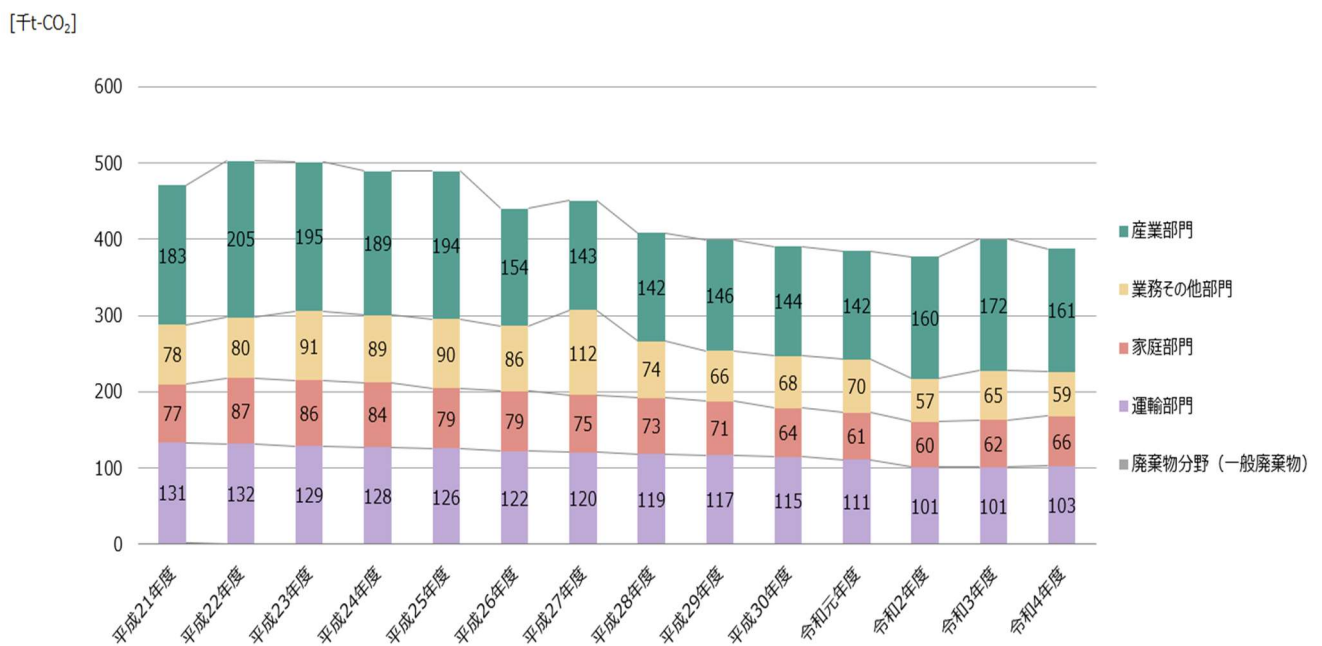


図 部門・分野別の温室効果ガス（CO₂）排出量の経年変化

出典：環境省「自治体排出カルテ【恵那市】」

※t-CO₂（二酸化炭素トン）とは、二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出、吸収等の量を、二酸化炭素の重量に換算した単位のことを指します。

(2) 部門・分野別の温室効果ガス（CO₂）排出量

次のグラフは、2-4（1）で示した環境省が公表している平成30（2018）年の自治体排出量に、調査によってデータを追加し、さらに細かな分類で分析したものです。

最も割合が高いものは、製造業の213,164t-CO₂で全体の45.4%を占め、次いで業務その他部門（サービス業等）が66,767t-CO₂で14.2%、家庭部門が62,240t-CO₂で13.3%と続きます。また、自動車については、旅客と貨物を合わせると全体の23.8%となり、全体の4分の1近くを占めています。

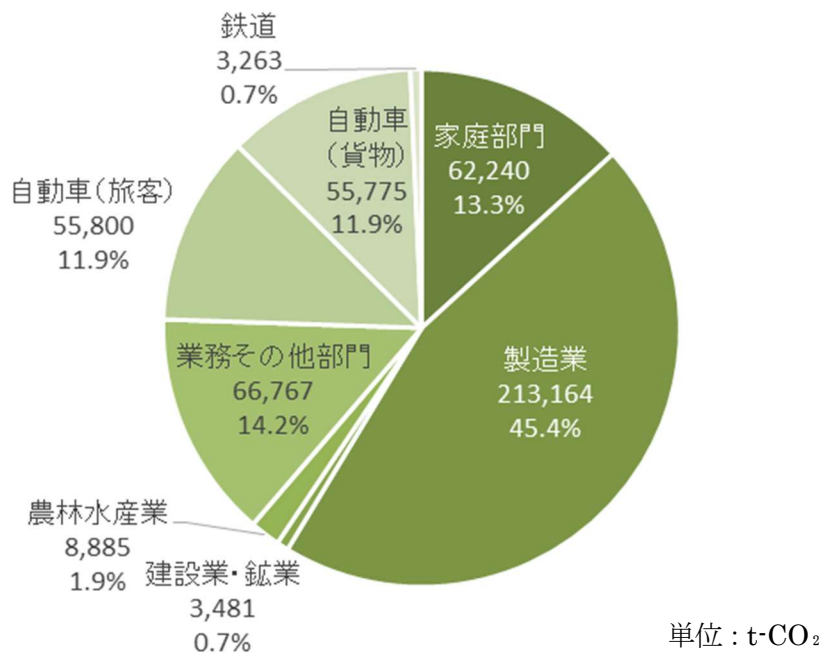


図 CO₂排出量の現状分析（2018）

出典：恵那市「地球温暖化対策実行計画」

(3) 住宅用太陽光発電システム

本市では、地球温暖化対策の一環として、自然エネルギーの有効利用を促進するため、個人住宅に太陽光発電システムを導入する市民に対し、平成 21 年度から平成 29 年度まで補助金を交付し、令和 4 年度からは岐阜県の補助事業による、補助金を交付しました。

令和 4 年度以降の事業では、太陽光発電システム設置者 44 件、総額 14,059 千円、蓄電池設置者 129 件、総額 26,797 千円を交付し、この補助金を活用して設置された太陽光電池モジュールの最大出力は、合計で 232.69kW となっています。

表 住宅用太陽光発電システム補助金の実績

年度	補助金 交付件数	補助金 交付総額	太陽電池 モジュール 最大出力合計	1 件当たりの 平均太陽電池 モジュール 出力	設置費総額 (消費税除く)	1kW 当たり の平均設置費
H21 年度	79 件	14,225,000 円	322.15 kW	4.08 kW	190,983,069 円	592,839 円
H22 年度	82 件	14,969,000 円	343.20 kW	4.19 kW	195,219,695 円	568,822 円
H23 年度	166 件	34,000,000 円	773.64 kW	4.66 kW	400,466,047 円	517,639 円
H24 年度	164 件	25,156,000 円	810.07 kW	4.94 kW	358,391,003 円	442,420 円
H25 年度	142 件	21,870,000 円	716.83 kW	5.05 kW	289,823,630 円	404,313 円
H26 年度	97 件	15,080,000 円	489.88 kW	5.05 kW	189,565,994 円	386,964 円
H27 年度	65 件	10,258,000 円	345.17 kW	5.31 kW	125,256,807 円	362,884 円
H28 年度	70 件	11,032,000 円	365.63 kW	5.22 kW	124,104,211 円	339,426 円
H29 年度	34 件	5,345,000 円	197.18 kW	5.80 kW	59,077,020 円	299,610 円
計	899 件	151,935,000 円	4,363.75 kW	4.85 kW	1,932,887,476 円	442,942 円

資料：恵那市 環境課

年度	太陽光補助金 交付件数	太陽光補助金 交付総額	太陽電池 モジュール 最大出力合計	1 件当たりの 平均太陽電池 モジュール出力	蓄電池補助金 交付件数	蓄電池補助金 交付総額	蓄電池 最大出力合計
R4 年度	9 件	2,952,000 円	45.27kW	5.03kW	42 件	10,914,000 円	319.98kW
R5 年度	16 件	5,087,000 円	85.56kW	5.35kW	38 件	6,842,000 円	389.82kW
R6 年度	19 件	6,020,000 円	101.86kW	5.36kW	49 件	9,041,000 円	449.82kW
計	44 件	14,059,000 円	232.69kW	5.25kW	129 件	26,797,000 円	1159.62kW

出典：恵那市 環境課

2-5 循環型社会

(1) ごみ処理

令和6年度のごみ排出量は13,072tで、前年度と比較して1,081t(7.6%)の減量となりました。また、市民1人1日当たりのごみ排出量は774gであり、前年度と比較して14g(1.8%)増加しています。

排出されたごみを適正に処理するための経費は8億7,239万円で、前年度より1,549万円(1.8%)の増額となっています。

再生利用率(リサイクル率)は、エコセンター恵那での、ごみの処理方法をRDF(廃棄物固形燃料化)化しており、RDFの出荷量が増加し、60%前後の水準で推移しています。

表 ごみ排出量、1人当たり日平均排出量の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人口(人)	52,441	51,786	51,048	50,575	49,987	49,281	48,531	47,775	46,986	46,228
ごみ排出量(ト)	15,700	15,494	14,994	15,133	15,414	15,385	15,139	14,468	14,153	13,072
1人当たりの日平均排出量(㌔)	国 939 県 906 市 749	925 892 823	920 892 825	919 891 798	918 894 760	901 878 805	890 874 816	880 859 790	- - 760	- - 774
ごみ処理経費(千円)	904,807	850,377	826,988	806,264	814,668	787,499	784,413	855,635	856,900	872,388
市民1人当たりの平均処理費(円)	17,253	16,421	16,200	15,942	16,298	15,980	16,163	17,910	18,237	18,871

出典：恵那市「恵那市の環境(令和7年版)」

表 再生利用量と埋立量の推移

年度	資源化量(リサイクル率)	埋立量(埋立率)
27	7,903(56.4)	842(5.4)
28	9,422(62.0)	571(3.7)
29	9,350(62.7)	517(3.5)
30	9,054(61.4)	654(4.3)
1	7,845(56.3)	726(4.7)
2	8,195(58.2)	1,106(7.2)
3	8,139(58.0)	1,097(7.2)
4	7,637(57.2)	966(6.7)
5	7,489(59.3)	853(6.0)
6	7,476(59.2)	705(5.1)

出典：恵那市「恵那市の環境(令和7年版)」

※一般廃棄物実態調査結果による。資源化量とは、紙類、金属類、ガラス類などを原料として再利用するために回収された量とRDFとなった量の合計を全体のごみ排出量で除したものの。

(2) 不法投棄

令和6年度の不法投棄通報件数は23件で、前年度と比較して19件(45.2%)の減少となりました。

表 地域別不法投棄の通報件数

年度	大井	長島	東野	三郷	武並	笠置	中野方	飯地	岩村	山岡	明智	串原	上矢作	計
H27	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	5
H28	3	1	0	0	2	0	0	1	3	4	0	0	1	15
H29	1	2	0	0	0	1	1	0	0	4	1	0	0	10
H30	2	3	1	1	0	0	0	0	2	1	1	0	0	11
R 1	5	4	2	1	5	4	0	1	3	2	1	0	0	28
R 2	2	2	1	3	0	1	0	0	2	0	1	0	0	12
R 3	0	0	7	3	2	2	1	0	2	0	2	0	2	21
R 4	5	0	8	2	1	0	3	0	0	1	2	0	0	22
R 5	7	2	7	2	2	0	3	0	6	7	5	0	1	42
R 6	2	1	6	3	1	2	1	0	0	4	3	0	0	23

出典：恵那市「恵那市の環境」（令和7年版）

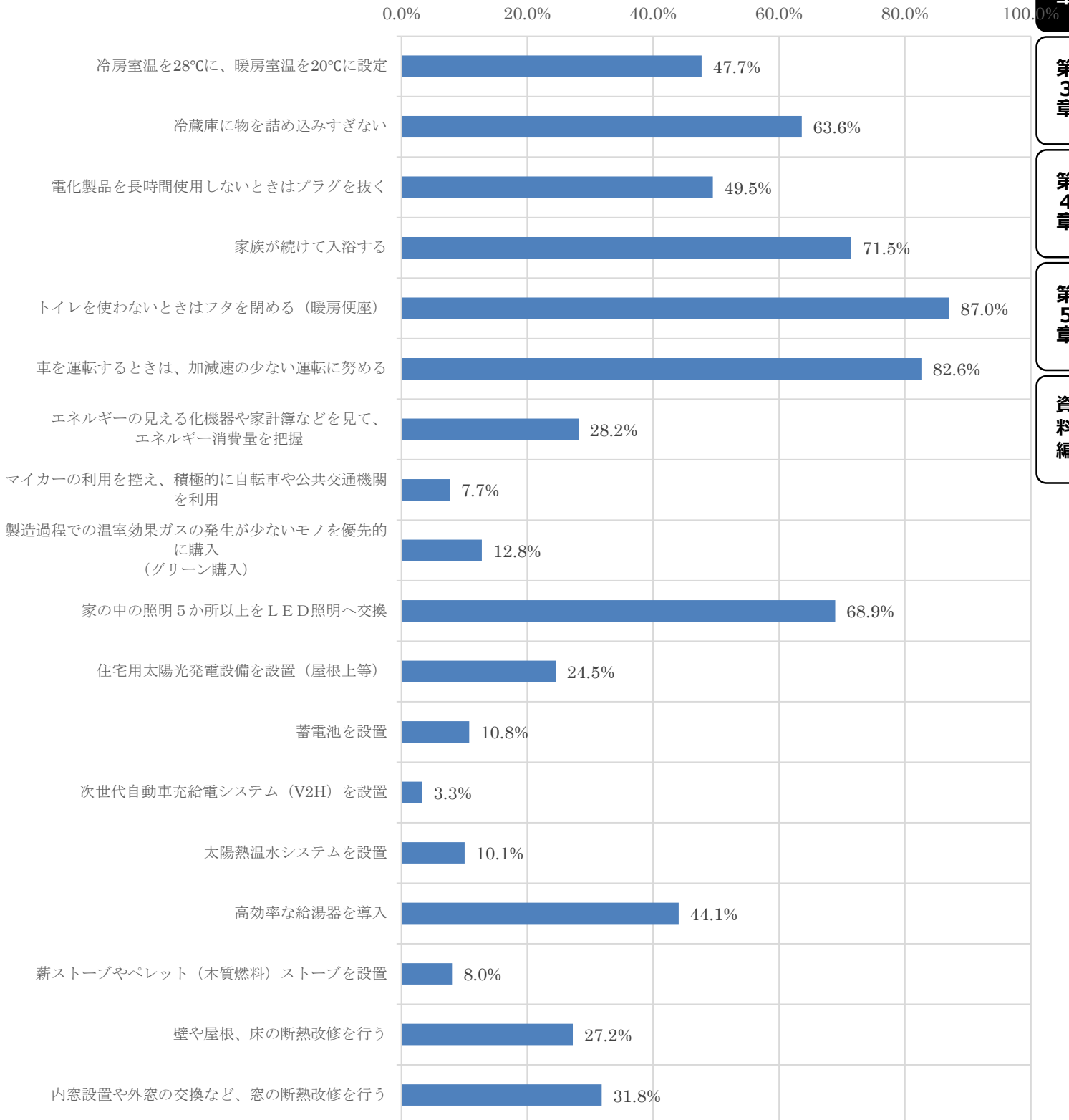
2-6 環境に関する市民意識

令和7年度の恵那市環境施策に関する調査を行いました。

調査対象：18歳以上の市民2,000人、回収率27.35%（Webのみ）

（1）「脱炭素社会」の実現への取り組み

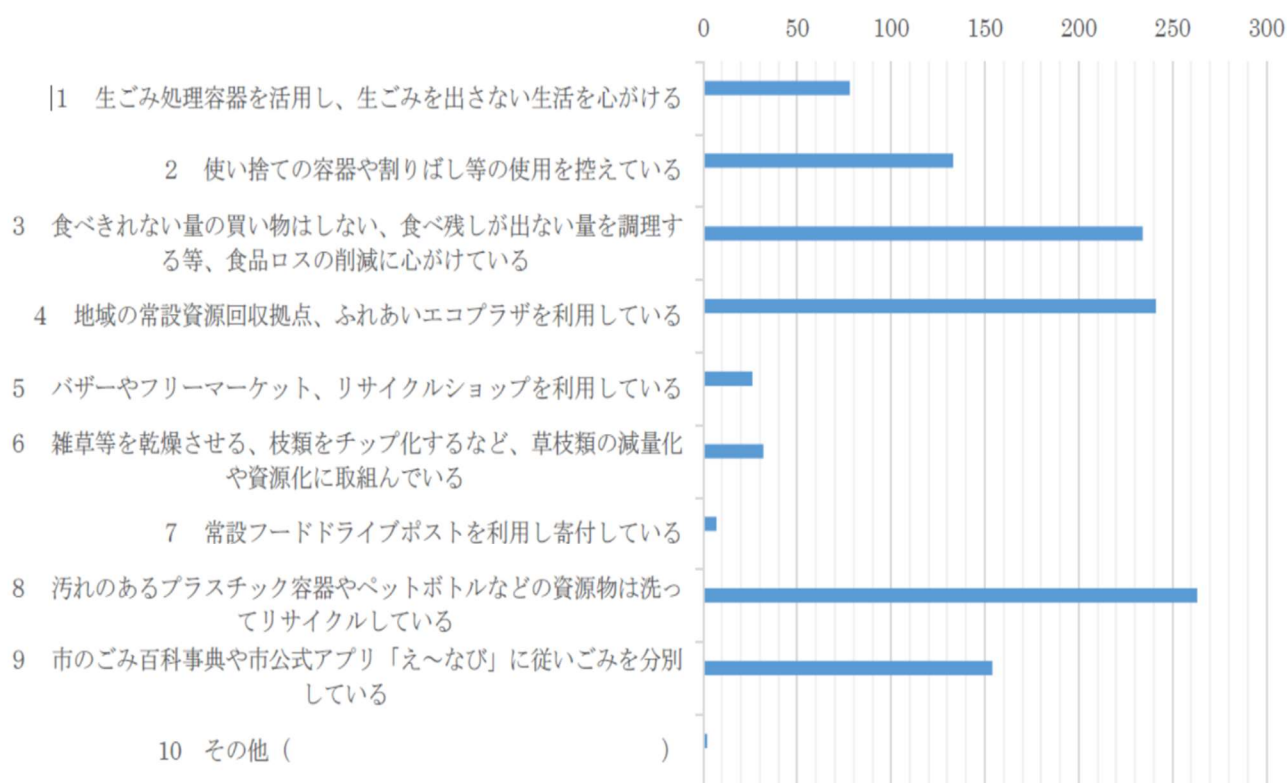
「脱炭素社会」の実現に向け、あなたのご家庭での取組状況を教えてください、という17項目の設問に対する回答。



(3) 家庭でのごみ減量について

「あなたは、ごみの減量やリサイクルにつながる取り組みをしていますか。」という設問に関して「取り組んでいる」が78.06%と最も高く、「あまり取り組んでいない」が19.56%、「まったく取り組んでいない」が2.19%という回答でした。

「取り組んでいる」を選んだ方に、ごみの減量化やリサイクルに向けて、あなたが普段心がける取り組みのうち上位3つを次の中から選んでください。という質問に対する回答は、下記のとおりでした。



出典：恵那市「令和7年度恵那市環境施策に関する調査結果」

2-7 環境の強みと現状の課題

最近の恵那市の環境施策の取り組み実績と現状を踏まえ、本計画における5つの基本目標毎に、恵那市の持つ優位点である環境の強みと、現状の課題を整理しました。

基本目標1 恵み豊かな郷土の自然を守り共生する

環境の強み	<ul style="list-style-type: none"> ○市域の約77%を山林が占め、山と川の良い自然景観・田園農村景観が広がっています。 ○森林環境譲与税の活用により、間伐等の人工林の手入れが行われています。 ○農業体験・交流の体験人口の増加が図られています。 ○市森林環境教育推進協議会などの活動による森林環境教育講座が進んでいます。 ○中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金等の活用により、農地の保全活動が行われています。 ○農村景観日本一となった岩村町富田地区の農村風景や、全国棚田百選に選ばれた中野方町坂折地区の棚田など、豊かな農村景観を有しています。 ○地域で受け継がれてきた伝統的な食文化を後世に伝えていく取り組みが進んでいます。
現状の課題	<ul style="list-style-type: none"> ▲農業、林業の担い手が高齢化に伴い大幅に減少しています。担い手の育成と労働環境の安定が求められています。 ▲担い手の減少や所有者不明の山林の増加により、今後の継続的な森林整備の実施が心配されます。 ▲高齢化の進行や担い手の減少により、既存農地の維持管理で手一杯の状況が続いています。このため、耕作放棄地の解消に向けた取り組みは十分に進んでおらず、課題が残っています。

基本目標2 環境負荷の少ない循環型社会を構築する

環境の強み	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあいエコプラザにより分別回収の場の提供、生ごみ処理機等購入補助事業などの循環型社会に資する取り組みが行われています。 ○PTAや子ども会等による集団資源回収、ふれあいエコプラザでの資源回収、地域資源回収拠点の整備が進んでおり、資源収集量が増加しています。 ○自治会や市民団体等が実施する環境美化活動により、地域が美しく保たれています。
現状の課題	<ul style="list-style-type: none"> ▲一人一日あたりのごみの排出量は、近年横ばいで推移しているため、より一層の市民意識の醸成に努め、減少化に努める必要があります。 ▲プラスチック製品の利用増加と不法投棄により、海洋プラスチック問題が発生しています。 ▲高齢者や障がい者など、支援が必要な方へのごみ出しの体制づくりを検討する必要があります。 ▲自治会未加入者のごみステーション利用に関する苦情・相談が増えています。 ▲不法投棄監視員によるパトロールを継続して実施していますが、不法投棄通報件数は増加傾向にあります。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

基本目標3 地球温暖化を防止する脱炭素社会を実現する

環境の強み	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光発電システムの設置が市内各所で進んでいます。 ○市内においては、屋上への太陽光発電パネルの設置、クールビズ・ウォームビズの取り組みによるエネルギー使用量削減や、ハイブリッド車や燃料電池車の導入により、温室効果ガス排出量削減の取り組みを進めています。 ○木曽川水系、矢作川水系、庄内川水系からなる 51 もの大小様々な河川が流れており、発電用ダムによってクリーンな電力を生み出しています。 ○恵那電力（株）の設立により、公共施設の屋上への太陽光発電パネルの設置が行われるとともに、市内ダムの水力発電電力を落札・同電力が公共施設等へ供給され、エネルギーの地産地消の取り組みが始まっています。 ○まちなかの移動手段の確保や回遊性の向上のため、恵那駅周辺でシェアサイクルのサービスが始まっており、買い物や通院、観光等さまざまな利用ができています。
現状の課題	<ul style="list-style-type: none"> ▲太陽光以外の中小水力・風力など他の自然エネルギー導入の取り組みは小規模であり、既設施設の運営に課題がでています。 ▲太陽光発電パネルの設置が、森林の伐採や景観の悪化を引き起こしている事例が発生しています。 ▲世帯当たりの自動車保有台数が高く（全国で岐阜県は 9 番目）、自家用車を利用するライフスタイルであり、公共交通機関の利用が少ない状況です。 ▲温室効果ガスの二酸化炭素を多く吸収するため、若い森林の整備が求められています。

基本目標4 安全で快適な暮らしを支える基盤を充実する

環境の強み	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災計画やハザードマップが各地区で作成され、それに基づく防災訓練が実施されています。 ○災害時の避難場所となる街中の広場や公園が整備されています。 ○河川の BOD の環境基準は 18 箇所調査地点のうち、18 箇所で基準を満たし、達成率は 100%となっています。 ○水質汚濁の苦情件数は令和 6 年度 7 件で令和 5 年度比較では減少傾向となっています。 ○木曽川水系、矢作川水系、庄内川水系からなる 51 もの大小様々な河川が流れており、山と川の美しい自然景観が形成されるとともに防災用ダムが整備されています。 ○岩村町富田地区の農村風景や、中野方町坂折地区の棚田、岩村町の伝建地区や大井町の旧中山道地区など、豊かな自然・歴史景観を有しています。
現状の課題	<ul style="list-style-type: none"> ▲下水道水洗率、浄化槽、普及率の向上が求められています。 ▲矢作川、庄内川流域協議会など、広域的な連携が求められています。 ▲今後本格化するリニア中央新幹線に関する工事によって発生する騒音や振動、建設発生土の処理などに起因する周辺地域への影響について注意する必要があります。

基本目標5 持続可能なまちを創る仕組みづくり・人づくりを進める

環境の強み	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校やこども園などで、総合的な学習を活用した農林業体験や身近な環境から地球環境問題までの環境教育に取り組んでいます。 ○環境政策に関する市民講座を開講し、学習機会の提供を進めています。 ○恵那市環境対策協議会が各種環境保全活動を展開しています。 ○ふれあいエコプラザにおいて、市民の環境意識を高める取り組みを行っています。 ○自治会や市民団体等が実施する環境美化活動により、地域が美しく保たれています。(再掲) ○矢作川沿岸水質保全対策協議会(矢水協)や庄内川水系水質保全連絡協議会といった水系ごとの組織があり、事故発生時に迅速で広域的な対応ができる体制を整えています。
現状の課題	<ul style="list-style-type: none"> ▲環境に関する市民活動の活性化が期待されています。 ▲環境教育を行うための安全管理者や地域ボランティアの確保が求められています。 ▲地域の特色を生かした環境教育における地域の指導者の担い手が、高齢化に伴い減少しています。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

今後の方向性に影響する国・岐阜県・恵那市の新たな動き

近年、国では令和6年5月に「第6次環境基本計画」を策定し、環境政策の最上位目標としてウェルビーイングの実現を掲げ、循環共生型社会の構築を目指しています。また、同年8月には「第5次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、サーキュラーエコノミーへの移行を国家戦略に位置付けました。さらに、生物多様性国家戦略2023-2030においては、令和12年(2030年)までにネイチャーポジティブを達成することを目標とし、基本戦略と行動目標を示しています。

岐阜県では、令和8年3月に「第7次岐阜県環境基本計画」を策定し、脱炭素社会ぎふの実現や資源循環型社会の形成、美しい環境との共生、安全・安心な生活環境の確保、未来につながる人づくりを重点施策として掲げています。また、森林による二酸化炭素吸収量をクレジットとして認証する「G-クレジット制度」を令和6年度から運用開始し、県内の森林資源を活用した脱炭素化の取り組みを進めています。

恵那市においても、令和4年度に内閣府のSDGs未来都市に選定され、持続可能な経済・社会・環境の調和を目指したまちづくりを推進しています。さらに、令和5年からは地域風土に根ざした食文化を活用した「恵那ふうど認証」を開始し、地産地消や発酵文化を活かした新商品の開発を通じて地域内循環を促進しています。加えて、令和7年6月には、サステナブル燃料(合成燃料)の地産地消に向けて企業との連携協定を締結し、持続可能な地域づくりに向けた取り組みを強化しています。

第3章 計画の基本理念・基本目標

3-1 本計画の目標指標の実施状況

3-2 本計画の重点事業の実施状況

3-3 基本目標について

3-4 施策体系について

3-5 重点事業

3-6 目標指標

3-1 本計画の目標指標の実施状況

基本目標 1 恵み豊かな郷土の自然を守り共生する

①主な施策の実施状況

森林環境の保全と活用では、林道整備や市有林の間伐・再造林を進め、森林環境譲与税を活用して未整備森林の間伐を推進しました。さらに、民有林への補助や作業道整備を行い、人工林の多面的機能向上を図るとともに、市民団体による里山整備活動を支援しました。地域資源の活用と教育推進として、市産材を学校施設や環境住宅に利用し、木育活動や林業機械安全講習会を開催しました。水源林保全や湿地・ため池の環境維持、河川の土砂撤去や草刈りなども実施しました。

農業の持続可能性向上では、農地保全や農地流動化、新規就農者支援を行い、環境負荷低減型農業や省エネ設備導入を促進しました。耕作放棄地の再生や農業体験イベントも実施し、地域農業の活性化を図りました。

②目標の達成状況

各取り組みで一定の成果があったものの、いずれも目標値には届きませんでした。森林整備では、未整備森林の整備促進や市管理森林の拡充を進める必要があります。農業分野では、協定組織の構成員の高齢化により組織継続が課題となっており、担い手確保策や地域計画を活用した対応が求められます。交流人口は増加傾向にあるものの目標未達であり、今後は、棚田振興協議会等と連携した農業体験など都市部との交流強化を検討する必要性があるなど各課題に対応し、持続可能な地域づくりを推進します。

基本目標	目標指標	現状値 (基準年)	実績	目標値	達成 状況
			R6	R7	
基本目標 1 恵み豊かな郷土の自然 を守り共生する	市内民有林間伐等整備面積（累計）	593ha (R1)	3,483ha	5,400ha	▲
	協定農用地面積	1,328ha (R1)	1,315ha	1,401ha	▲
	耕作放棄地解消面積	5ha (R1)	26.7ha	73ha	▲
	農林業体験の交流人口	2,385人 (R1)	10,554人	17,300人	▲

基本目標 2 環境負荷の少ない循環型社会を構築する

①主な施策の実施状況

生ごみ削減を目的に処理機購入補助事業を実施し、資源回収や廃食用油の燃料化を推進しました。広報やごみ百科事典を通じて分別やマナーを継続的に周知しています。ごみ処理施設では整備や環境調査を継続し、不法投棄防止のため看板配布や監視員配置、監視カメラ導入を行いました。災害廃棄物処理計画を策定し、訓練を実施しました。環境美化活動には資材支給や処分費補助を行い、通報に基づき条例に沿った指導を実施しました。空き地管理についても所有者へ適切な対応を求めています。

②目標の達成状況

地域資源回収拠点の周知やフードバンクの取り組みにより、計画の目標水準を達成しました。拠点設置は11地域にとどまるものの、既設を含め市内全13地域で設置が完了しています。さらに、地域資源回収拠点やエコプラザの利用が広がり、リサイクル率は増加傾向にあります。今後は、リサイクル業者への引き渡し量を一層拡大し、資源循環の促進とリサイクル率の向上を図ります。

基本目標	目標指標	現状値 (基準年)	実績	目標値	達成 状況
			R6	R7	
基本目標2 環境負荷の少ない循環 型社会を構築する	1世帯1日当たりのごみ排出量	2.0kg (H30)	1.72kg	1.7kg	○
	地域資源回収拠点の設置地域数	6地域 (R2)	11地域	13地域	○
	再生利用率(リサイクル率)	62.0% (R2)	64.4%	65.0%	○

基本目標3 地球温暖化に対応した暮らしを実践する

① 主な施策の実施状況

家庭における省エネルギー行動の促進として、太陽光発電設備等の補助事業を推進し、電力使用の「見える化」を図っています。市役所の二酸化炭素(CO₂)排出量については、職員に省エネ取組を徹底するよう促し、排出量の削減に努めました。事業者の取り組みとしては、令和4年に設立した「恵那市SDGs推進協議会」を省エネ取組ネットワークとして位置付け、省エネに関する情報提供や、省エネ診断の受診促進を図りました。森林管理や地域産材の利用によりCO₂吸収源対策を推進し、公共施設の太陽光発電をJ-クレジット化しています。地域新電力の活用や水力発電余剰電力の受電契約により、再生可能エネルギーの地産地消を促進しています。

②目標の達成状況

毎年、環境施策に関するアンケート調査を実施し、高い回答率を維持しています。また、職員に対して省エネ取組を徹底するよう促すとともに、市庁舎において省エネ診断を受診し、温室効果ガス排出量の削減に努めました。今後は、省エネ診断結果を踏まえた具体的な改善策を実施し、さらなる排出量削減を目指していきます。

基本目標	目標指標	現状値 (基準年)	実績	目標値	達成 状況
			R6	R7	
基本目標3 地球温暖化に対応した 暮らしを実践する	「脱炭素社会」の実現に向け、二酸化炭素などの排出を減らす取り組みについて、何らかの取り組みをした市民の割合	-	99.2%	70.0%	○
	市役所の二酸化炭素排出量	16,096t (R2)	16,391t	14,550t	▲

基本目標 4 安全で快適な暮らしを支える基盤を充実する

① 主な施策の実施状況

防災資機材整備事業補助や防災アカデミー開催により自助・共助力の向上を図りました。河川水位情報や監視カメラ映像をケーブルテレビや YouTube で配信し、危機管理型水位計の設置による洪水監視を強化しました。公園の維持管理や新規整備を進め、安全点検や剪定で事故防止に努めました。生活排水対策として浄化槽設置補助を継続しました。水質検査や大気汚染の常時観測を行い、結果を公表しました。景観形成では屋外広告物条例に基づく審査や文化財保護、伝統的建造物群保存地区の修理修景を支援し、歴史資産の活用や発掘調査を実施しました。

② 目標の達成状況

不法投棄防止啓発用看板を無償で配布するとともに、地域自治区ごとに 2 人の不法投棄監視員を任命し、パトロールの実施と通報体制の整備に努めました。また、監視カメラを導入し、不法投棄防止対策を強化しました。さらに、県の環境課へ情報提供を行い、重点地区としてパトロールを実施してもらっています。令和 6 年度は台風が接近していたため、総合防災訓練を実施できませんでしたが、有事に備えて地域防災力の向上を図るとともに、防災訓練への参加を促しています。

基本目標	目標指標	現状値 (基準年)	実績	目標値	達成 状況
			R6	R7	
基本目標4 安全で快適な暮らしを 支える基盤を充実する	「不法投棄」の通報件数	12件 (R2)	23件	10件	▲
	総合防災訓練参加者の割合	47.2% (R1)	0%	50.80%	▲

基本目標 5 持続可能なまちを創る仕組みづくり・人づくりを進める

① 主な施策の実施状況

学校やこども園で SDGs を意識した環境教育を推進し、体験学習や教科を通じて持続可能な生産・消費や自然の大切さを学ぶ機会を提供しています。地域では、市民講座の開催や環境美化活動への支援を行い、処理困難ごみの処分費を助成しました。また、市 SDGs 推進協議会を設立し、研修を通じて環境分野に対応できる人材を育成しています。さらに、県や流域自治体と連携し、大気汚染や水質保全の情報共有体制を整備し、矢作川・庄内川水系の広域的な保全に取り組みました。加えて、中部大学を含む複数大学と協力し、森林整備や二酸化炭素吸収源対策の研究を支援・推進しています。

② 目標の達成状況

大学等との連携を推進するため、中部大学と協力し、市内をフィールドとした森林整備および二酸化炭素の吸収源対策に関する研究に取り組んでいます。この連携により、地域資源を活用した環境保全の強化と、持続可能なまちづくりに向けた基盤づくりが進展しています。

また、市公式アプリ「え～なび」の登録者数は目標値を達成しました。これにより、市民への情報提供や参加促進が円滑に進み、地域コミュニティの活性化に寄与しています。

基本目標	目標指標	現状値 (基準年)	実績	目標値	達成 状況
			R6	R7	
基本目標5 持続可能なまちを創る 仕組みづくり・人づくり を進める	大学等と連携した取り組みの事業数 (環境分野)	-	1事業	3事業	○
	「え～なび」の登録者数	2,304人 (R2)	11,493人	10,000人	○

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

3-2 本計画の重点事業の実施状況

重点事業1 えなの大地の恵みプロジェクト

① 取り組みの目的

- ・本市の豊かな自然（自然景観や農林産物など）や歴史・文化を再発見し、地域の魅力として再確認することで、地域への誇りや愛着を育む。また、こうした地域の魅力を発信し、多くの人に恵那の魅力を知ってもらう。
- ・農林業体験等を通じて、農林業の担い手を育成する。

② 取り組みの実績

【地産地消の推進】

- ・県内産農産物の学校給食導入支援及び市内産農産物の学校給食納入補助事業を行い、地元農産物を使用した活動は「えないっぱい給食」と名付け年3回程度実施しました。
- ・安心・安全な市内産農作物の販売とPRを実施する「たべとるマルシェ」を月1回の頻度で開催しました
- ・恵那の味を伝承していくため、「恵那の味伝え隊」による恵那の味伝承講座を実施しました。また、地産地消と食のSDGsに取り組む事業者への応援制度「恵那ふうど認証」制度を開始し、発酵や食文化を活用した商品開発を促すとともに、地域内循環を生み出し、市内農家の永続性向上を図りました。

【農林業体験の推進】

- ・恵那市緑化推進委員会としてみどりの少年団（緑化少年団）の活動を支援しました。
- ・林業に関する機械安全講習会を開催し、チェンソーなどの機械器具の使用方法を学ぶ場を設けました。
- ・JAや岐阜県などの関係機関と連携して「農業やる気発掘ゼミ」を実施し、新規就農の支援を行いました。

【サステナブル・ツーリズムの企画・開催】

- ・「農林業&狩猟体験ツアー」等が企画、実施され農業体験ができるグリーンツーリズムが実施されています。
- ・市内の自然や歴史を活用したウォーキングマップを市 HP で公開するとともに、毎年自然や歴史をテーマとしたウォーキングイベントを開催しました。
- ・明智町の日本大正村と自然を巡る日本大正村クロスカントリー大会（毎年3月）と恵那スケート場並びにその周辺の自然を巡るコースの恵那峡ハーフマラソン大会（毎年4月）を開催しました。

重点事業2 地球温暖化を防止する脱炭素社会の推進

① 取り組みの目的

- ・地球温暖化を防止するため、その主な原因とされる二酸化炭素の削減による脱炭素社会の実現に向けて取り組む。
- ・省エネに加え再生可能エネルギーの創エネを推進する。
- ・地域や大学等の研究機関と連携をして、地域として脱炭素社会の実現を検討する。

② 取り組みの実績

【脱炭素を意識したライフスタイルの変化】

- ・家庭における省エネ促進として、環境施策アンケートを通じ省エネ行動の実施状況を把握し、家庭でできる取り組みを啓発しました。
- ・事業所では、市SDGs推進協議会会員へ省エネ等に関する情報発信を行い、省エネ診断の受診提案や、省エネセミナー、脱炭素スクールの開催により、温室効果ガス削減に資する取り組みを展開しました。
- ・恵那南地区の路線バスをデマンド交通とし、効率的な運行を実施し、恵那駅周辺でシェアサイクルのサービスを始め、利便性の向上に努めました。

【再生可能エネルギーの導入】

- ・住宅用新エネルギーシステム設置費補助事業を実施し、家庭での省エネ・創エネを推進しました。県と連携し、太陽光発電や蓄電池の普及を図り、電力使用の「見える化」を推進しました。公共施設の太陽光発電由来によるJ-クレジット化を実施し、さらに、地域新電力の活用や水力発電余剰電力の受電により、エネルギーの地産地消を推進しました。

【エコカーの普及促進】

- ・住宅用新エネルギーシステム等設置費補助事業を実施し、V2H (Vehicle to Home) システムの導入支援を行うことで、災害時の電力確保やエネルギーの自立性向上に寄与し、脱炭素化とレジリエンス強化につながりました。
- ・公用車の更新では、環境負荷低減を目的にハイブリッド車や水素自動車を導入しました。

【二酸化炭素の吸収源である森林の整備】

- ・森林環境の適切な維持管理を図るため、間伐の推進等を実施し、二酸化炭素の吸収源対策を推進しました。

重点事業3 ごみ削減とリサイクルによる循環型社会の推進

① 取り組みの目的

- ・リサイクルを推進することにより、ごみの量を削減する。
- ・廃棄物として処分されるものを、肥料やバイオマス発電等のエネルギー源として活用することで、廃棄物を資源に変えていく。
- ・地域循環共生圏の考え方から、資源とお金を市内で循環させる。

② 取り組みの実績

【フードロス対策】

- ・市内スーパー等（7か所）、市社会福祉協議会と連携し常設フードドライブの取り組みが開始しました。これにより、家庭に眠っていた未利用食品の利活用として、こども食堂などに提供され、廃棄物削減につながっています。

【廃棄物の資源化】

- ・学校給食センターにおいて、生ごみの資源化を目指し堆肥化に取り組みましたが、切り返し作業などに多大な労力を要するため、継続は困難と判断しました。
- ・家庭からの生ごみ削減を目的に、生ごみ処理機購入補助事業を開始しました。
- ・間伐材等のバイオマス活用については、一部農家において薪ボイラーを導入、ビニールハウスの熱源として活用する事例がありましたが、バイオマス発電の検討には至りませんでした。

【リサイクルの推進】

- ・地域常設資源回収拠点の設置地域数が市内11地域に設置されており、ほか2地域で既設拠点があり、市内全13地域の設置ができています。

3-3 基本目標について

本計画の基本理念・将来像の実現に向けた基本目標については、「恵那市地球温暖化対策実行計画」と並行して取り組みを推進していきます。

基本目標1 恵み豊かな郷土の自然を守り共生する ⇒継続

持続可能なまちを構成する“自然共生社会”の実現に向けた目標です。

本市には、恵那山や笠置山の麓に広がる豊かな森林や、暮らしと共に築きあげられた里地・里山、河川やダム湖といった多様な水辺など、豊かな自然環境が今も残されており、人や生きものの暮らしを支えています。こうした自然環境の保全を図るとともに、人と生きものが共生することができる環境の創造を目指します。

基本目標2 環境負荷の少ない循環型社会を構築する ⇒継続

持続可能なまちを構成する“資源循環社会”の実現に向けた目標です。

ごみの減量化と資源の有効活用のさらなる推進、ごみの適正排出に関する市民意識の向上などとともに、バイオマス発電などのごみをエネルギーに変えて利用する取り組みを推進していきます。ごみを減量するリデュース（Reduce）、ごみとせず再利用するリユース（Reuse）、ごみを資源として活用するリサイクル（Recycle）の3Rを推進し、自然環境と経済活動との調和がとれた循環型社会の構築を目指します。

基本目標3 地球温暖化に対応した暮らしを実践する⇒継続

地球温暖化を食い止め、持続可能なまちとするため、温室効果ガスである二酸化炭素を削減する脱炭素社会の実現を目標とします。

地球温暖化の主な原因である二酸化炭素の排出を削減し、持続可能なまちを築くことを目指します。そのため、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入・創出、エコカーの普及など、生活と産業のあらゆる分野で低炭素化を進めます。さらに、技術革新を取り入れ、環境にやさしいサステナブル燃料（合成燃料）の導入や市内精製を目指すことで、地域内でのエネルギー循環を促進し、快適な暮らしと地球温暖化防止の両立を図ります。

基本目標 4 安全で快適な暮らしを支える基盤を充実する ⇒継続

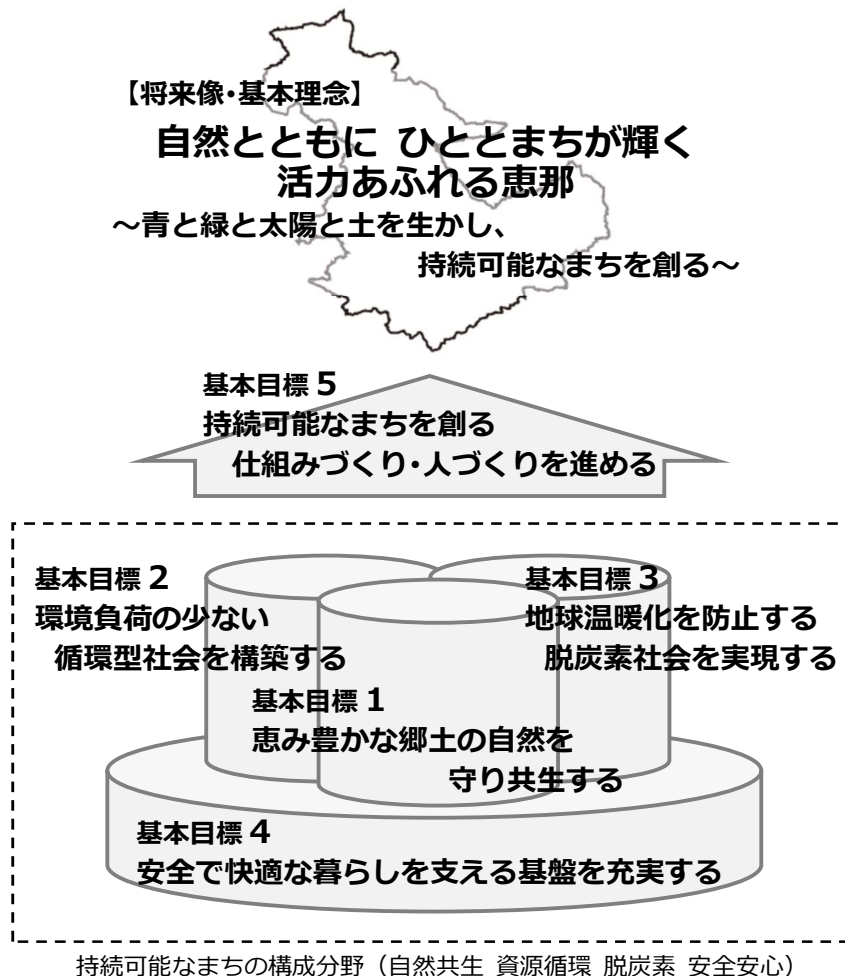
近年、地球温暖化の進行に伴う猛暑・酷暑や集中豪雨などの異常気象への「適応策」が求められています。また、当地域では南海トラフ地震の発生が懸念されており、災害への備えは喫緊の課題です。こうした状況に対応するため、水源かん養や土砂災害防止などの機能を有する森林の適切な保全・管理を進めるとともに、生活公害等の継続的な監視を行い、市民の安全で安心な暮らしを確保します。

また、坂折棚田や富田地区の農村景観、岩村の歴史的街並みなど、当市ならではの良好な自然・歴史景観を保全・活用し、地域の魅力を高めます。これらの取り組みを通じて、市民一人ひとりが自然や文化に親しみ、心身の健康を育み、地域とのつながりを感じながら、潤いと活力に満ちた暮らしを実現します。安全・安心の確保とともに、誰もが幸福感と生きがいを感じられるまちを目指します。

基本目標 5 持続可能なまちを創る仕組みづくり・人づくりを推進する⇒継続

持続可能なまちを創るための総合的な施策推進に関する目標です。

持続可能なまちの実現にあたっては、行政、市民、地域、事業者の各主体が、本市の環境の現状や方針（各基本目標）を理解し、それぞれの役割を認識して行動することが重要です。また、地域における環境保全活動や環境学習の推進による担い手づくり、広域的な視点での連携・協力といった仕組みづくりを目指します。



3-4 施策体系について

本計画は「第3次恵那市総合計画（恵那市みらいビジョン 2045）」の将来像を環境面から支える計画とし、第2次恵那市環境基本計画の施策体系を継承します。また、「恵那市地球温暖化対策実行計画」と整合を図り施策を展開していきます。

将来像

自然とともにひととまちが輝く 活力あふれる恵那
 ～青と緑と太陽と土を生きし、持続可能なまちを創る～

基本目標・基本方針

基本目標 1 自然共生
恵み豊かな郷土の自然を守り共生する

- 基本方針(1) 森林環境の維持・活用
- 基本方針(2) 水辺環境の保全
- 基本方針(3) 農地環境・農地景観の保全
- 基本方針(4) 生物多様性の保全

基本目標 2 資源循環
環境負荷の少ない循環型社会を構築する

- 基本方針(1) ごみの減量と再資源化の推進
- 基本方針(2) 適正なごみ処理・処分体制の構築
- 基本方針(3) 地域美化活動の推進

基本目標 3 脱炭素
地球温暖化を防止する脱炭素社会を実現する

- 基本方針(1) 省エネルギー行動の推進
- 基本方針(2) 建物・設備等の脱炭素化
- 基本方針(3) 脱炭素なまちづくりの推進

基本目標 4 安全安心
安全で快適な暮らしを支える基盤を充実する

- 基本方針(1) 防災・減災対策の推進
- 基本方針(2) 公害対策の推進
- 基本方針(3) 恵那らしさの維持・活用

基本目標 5 総合的な施策推進
持続可能なまちを創る仕組みづくり・人づくりを進める

- 基本方針(1) 環境教育・環境学習の推進
- 基本方針(2) 地域による環境保全活動の推進
- 基本方針(3) 広域的な連携・協力による取り組みの推進

- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 資料編

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センターホームページ

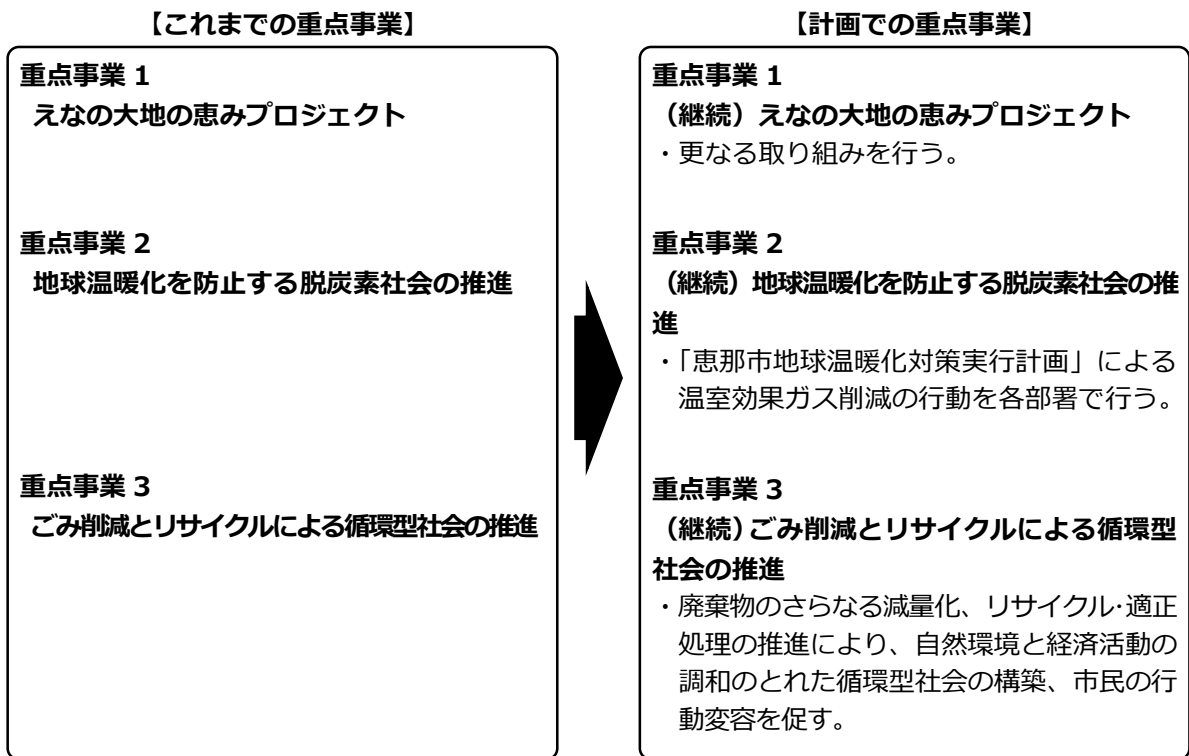
- 目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標 4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
- 目標 9. 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標 11. 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

3-5 重点事業

本計画では、恵那市の将来像である「自然とともに ひととまちが輝く 活力あふれる 恵那 ～青と緑と太陽と土を生かし、持続可能なまちを創る～」の実現に向けて、多岐にわたる環境の分野を包括できる基本目標を設定し、環境施策の設定を行うこととしています。

以下の3つの視点に基づいて、計画期間中に重点的に実施する事業「重点事業」を設定することとし、今回の本計画策定にあたり、「3-2 本計画の重点事業の実施状況」で行った点検・評価を踏まえ、今後、令和11年度までの4年間の重点事業を設定します。

- 視点1 恵那市の環境の現状を踏まえた、恵那市らしい取り組み
- 視点2 基本目標の枠を超え、相乗効果が期待される取り組み
- 視点3 庁内関係課をはじめ、多くの関係主体との連携・協力による取り組み



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

重点事業 1 えなの大地の恵みプロジェクト

<p>取り組みの目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の豊かな自然（自然景観や農林産物など）や歴史・文化を再発見し、地域の魅力として再確認することで、地域への誇りや愛着を育む。また、こうした地域の魅力を発信し、多くの人に恵那の魅力を知ってもらう。 ・農林業体験等を通じて、農林業の担い手を育成・確保する。 								
<p>取り組みの内容</p>	<p>【地産地消の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「畑と学校給食を結ぶ交流事業」や「学校給食地産地消推進事業」等により、学校給食で地元農産物を積極的に使用し、地産地消を推進する。 ・地元農産物を使用した料理教室や郷土料理講座（恵那の味・伝承講座）等を開催する。 ・地元農林産物を使用した料理のレシピをとりまとめ、ウェブサイト「たべとる」で公開するとともに、スーパーの野菜売り場等で設置・配布する。 ・地域の風土に根ざした食のまちづくりに取り組む事業者等を認証する「恵那ふうど認証」を継続実施し、地産地消の促進、発酵や食文化を活用した新商品の開発を促し、地域内循環、市内農家及び農地の持続性向上を図る。 <p>【農林業体験の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育の一環として、児童・生徒の農林業体験を実施する。 ・森林づくりの担い手を増やすため、初心者を対象としたチェンソーの講習会などを開催する。 ・就農希望者の多様なニーズに対応できる各種就農支援研修を、ぎふアグリチャレンジ支援センターと連携し、就農に向けた支援（農業やる気発掘夜間ゼミ）を実施する。 <p>【サステナブル・ツーリズムの企画・開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サステナブル燃料を活用したモータースポーツイベントや、農林業体験、本市の自然資源、歴史・文化資源を楽しむウォーキング、マラソン、クロスカントリー等のスポーツイベントと郷土料理によるおもてなしを一体とした地域の魅力を活かした観光を企画・開催する。 								
<p>各主体の役割</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="408 1456 523 1594">行政</td> <td data-bbox="529 1456 1382 1594"> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの企画や庁内関係課、関係主体との調整を図る。 ・国（農林水産省、文部科学省 等）の補助金を申請する。 ・積極的な啓発、PRを行う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1603 523 1639">市民</td> <td data-bbox="529 1603 1382 1639"> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトに参加する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1648 523 1729">地域</td> <td data-bbox="529 1648 1382 1729"> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民への呼びかけや情報提供を行う。 ・行政と連携して、地域でプロジェクトを推進する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1738 523 1774">事業者</td> <td data-bbox="529 1738 1382 1774"> <ul style="list-style-type: none"> ・行政のプロジェクト推進をサポートする。 </td> </tr> </table>	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの企画や庁内関係課、関係主体との調整を図る。 ・国（農林水産省、文部科学省 等）の補助金を申請する。 ・積極的な啓発、PRを行う。 	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトに参加する。 	地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民への呼びかけや情報提供を行う。 ・行政と連携して、地域でプロジェクトを推進する。 	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・行政のプロジェクト推進をサポートする。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの企画や庁内関係課、関係主体との調整を図る。 ・国（農林水産省、文部科学省 等）の補助金を申請する。 ・積極的な啓発、PRを行う。 								
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトに参加する。 								
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民への呼びかけや情報提供を行う。 ・行政と連携して、地域でプロジェクトを推進する。 								
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・行政のプロジェクト推進をサポートする。 								
<p>関係する環境施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1-(1)-②：森林の多面的機能の向上 ・1-(1)-④：森林環境の維持・活用を担う人づくり・組織づくり ・1-(3)-①：農業活動の維持支援 ・1-(3)-④：農村景観の保全 ・4-(3)-③：地域資源の活用 ・5-(1)-①：学校やこども園における環境教育の推進 <p style="text-align: right;">など</p>								

重点事業2 地球温暖化を防止する脱炭素社会の推進

<p>取り組みの目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化を防止するため、その主な原因とされる二酸化炭素の削減による脱炭素社会の実現に向けて取り組む。 省エネに加え再生可能エネルギーの創エネを推進する。 地域や大学等の研究機関と連携し、地域として脱炭素社会の実現を検討する。 								
<p>取り組みの内容</p>	<p>【脱炭素を意識したライフスタイルの変化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭における省エネルギー行動を定着させ、節電および省エネ機器の導入を促進する。 事業所において、オフィスや機械設備の省エネ対策を徹底するとともに、在宅勤務やリモート会議の活用など、働き方の省エネ化を推進する。 教育現場や市民講座での環境教育を推進し、環境意識の向上を図る。 <p>【再生可能エネルギーの導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅や、事務所など建築物における太陽光発電パネルの設置を推進する。 風力発電や中小水力発電について、地域の意見を踏まえ可能性を検討する。 再生可能エネルギーを活用した「次世代エネルギー」の地域導入可能性について、製造、供給体制、需要先に関する調査・検討を進める。 <p>【エコカーの普及促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃費性能の高いハイブリッド車に加え、電気自動車や水素自動車などのゼロエミッション車の普及を促し、温室効果ガス排出量の削減を図る。 <p>【二酸化炭素の吸収源である森林の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 二酸化炭素の吸収効果を高めるため、再造林を含めた森林整備を推進する。 								
<p>各主体の役割</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="400 1218 523 1451">行政</td> <td data-bbox="523 1218 1393 1451"> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設において、省エネの推進と、脱炭素に向けた新技術を率先して取り入れる。 再エネの導入やエコカーの購入などに対する市民や事業所向けの導入に対する補助やインフラ環境の整備を進める。 二酸化炭素の吸収源となる森林の整備を推進する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1451 523 1496">市民</td> <td data-bbox="523 1451 1393 1496"> <ul style="list-style-type: none"> 省エネや創エネを生活の中に取り入れ、脱炭素を目指す。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1496 523 1541">地域</td> <td data-bbox="523 1496 1393 1541"> <ul style="list-style-type: none"> 行政と連携し、地域で脱炭素に向けたプロジェクトを推進する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1541 523 1597">事業者</td> <td data-bbox="523 1541 1393 1597"> <ul style="list-style-type: none"> 省エネや創エネをはじめとした脱炭素を目指す。 </td> </tr> </table>	行政	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設において、省エネの推進と、脱炭素に向けた新技術を率先して取り入れる。 再エネの導入やエコカーの購入などに対する市民や事業所向けの導入に対する補助やインフラ環境の整備を進める。 二酸化炭素の吸収源となる森林の整備を推進する。 	市民	<ul style="list-style-type: none"> 省エネや創エネを生活の中に取り入れ、脱炭素を目指す。 	地域	<ul style="list-style-type: none"> 行政と連携し、地域で脱炭素に向けたプロジェクトを推進する。 	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 省エネや創エネをはじめとした脱炭素を目指す。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設において、省エネの推進と、脱炭素に向けた新技術を率先して取り入れる。 再エネの導入やエコカーの購入などに対する市民や事業所向けの導入に対する補助やインフラ環境の整備を進める。 二酸化炭素の吸収源となる森林の整備を推進する。 								
市民	<ul style="list-style-type: none"> 省エネや創エネを生活の中に取り入れ、脱炭素を目指す。 								
地域	<ul style="list-style-type: none"> 行政と連携し、地域で脱炭素に向けたプロジェクトを推進する。 								
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 省エネや創エネをはじめとした脱炭素を目指す。 								
<p>関係する環境施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1-(1)-①：森林の適正な維持管理の推進 1-(1)-③：地域産材の利用促進 1-(1)-④：森林環境の維持・活用を担う人づくり・組織づくり 1-(3)-②：環境保全型農業の推進 2-(1)-②：ごみの再利用・再生利用の推進（リユース・リサイクル） 2-(1)-③：グリーン購入・環境配慮契約の普及、定着 2-(2)-②：ごみ処理施設の適正管理 基本目標3：すべて 5-(1)-①：学校やこども園における環境教育の推進 など 								

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
資料編

重点事業 3 ごみ削減とリサイクルによる循環型社会の推進

<p>取り組みの目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルを推進することにより、ごみの量を削減する。 ・廃棄物として処分されるものを、肥料やバイオディーゼルのエネルギー源として活用することで、廃棄物を資源に変えていく。 ・地域循環共生圏の考え方から、資源とお金を市内で循環させる。 								
<p>取り組みの内容</p>	<p>【フードロス対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の小売店で廃棄される賞味期限の近い食品や、家庭で消費しきれない食品を、フードバンク・フードドライブ事業へ活用することにより、食品ロス及び廃棄物の削減を図る。 <p>【廃棄物の資源化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭から排出される生ごみについて、堆肥化の導入を検討し、資源として循環利用する仕組みづくりを進める。 ・市内で排出される雑がみなどの古紙を収集・リサイクルし、地域内で有効活用する循環システムの構築を推進する。 ・廃食用油の回収量の拡大に取り組み、市内で精製されるバイオディーゼル燃料の活用を促進することで、廃棄物削減と地域資源循環の強化につなげる。 ・サステナブルファッションの推進として、衣類のリユース・リサイクルを促す取り組みを進め、繊維廃棄物の削減と循環型ファッションの普及を図る。 <p>【リサイクルの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内各地域にある地域常設資源回収拠点の運営支援を行い、誰もがいつでも気軽にリサイクルへ参加できる環境を整備し、循環型社会形成を推進する。 								
<p>各主体の役割</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="408 1200 523 1294">行政</td> <td data-bbox="529 1200 1382 1294"> <ul style="list-style-type: none"> ・市民がリサイクル資源を持ち寄る場の運営支援をする。 ・廃棄物の資源化、エネルギー化に向けて検討実施する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1303 523 1344">市民</td> <td data-bbox="529 1303 1382 1344"> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別を行い、リサイクルできるものは積極的に行う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1352 523 1393">地域</td> <td data-bbox="529 1352 1382 1393"> <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源回収拠点の維持運営を行う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1402 523 1473">事業者</td> <td data-bbox="529 1402 1382 1473"> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄ロスの削減に取り組むとともに、賞味（消費）期限間近の食品などをフードバンク・フードドライブに引き継ぐ。 </td> </tr> </table>	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・市民がリサイクル資源を持ち寄る場の運営支援をする。 ・廃棄物の資源化、エネルギー化に向けて検討実施する。 	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別を行い、リサイクルできるものは積極的に行う。 	地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源回収拠点の維持運営を行う。 	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄ロスの削減に取り組むとともに、賞味（消費）期限間近の食品などをフードバンク・フードドライブに引き継ぐ。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・市民がリサイクル資源を持ち寄る場の運営支援をする。 ・廃棄物の資源化、エネルギー化に向けて検討実施する。 								
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別を行い、リサイクルできるものは積極的に行う。 								
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源回収拠点の維持運営を行う。 								
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄ロスの削減に取り組むとともに、賞味（消費）期限間近の食品などをフードバンク・フードドライブに引き継ぐ。 								
<p>関係する環境施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1-(1)-③：地域産材の利用促進 ・2-(1)-①：ごみの発生・抑制（リデュース） ・2-(1)-②：ごみの再利用・再生利用の推進（リユース・リサイクル） ・2-(1)-④：普及・啓発、情報提供 ・2-(2)-①：適正なごみ処理方法の徹底 ・2-(2)-②：ごみ処理施設の適正管理 ・3-(3)-①：二酸化炭素の吸収源対策の推進 ・5-(1)-②：地域における環境学習の推進 ・5-(3)-③：大学等と連携した取組の推進 <p style="text-align: right;">など</p>								

3-6 目標指標

目標指標は、環境基本計画の進捗状況を点検・評価するためのいわゆる「ものさし」です。目標指標の設定にあたっては、恵那市総合計画の目標数値や、「恵那市の環境」に記載する継続的な統計数値を主に活用します。また、地球温暖化に関する目標指標は、近年その重要性が増してきたことから、今後も継続して市民意識調査として調査をしていきます。

基本目標	目標指標	現状値 (基準年)	目標値 R11	数値の進行管理方法
基本目標1 恵み豊かな郷土 の自然を守り共生 する	市内民有林間伐等整備面積	425ha/年 (R6)	2,400ha	
	協定農用地面積	1,515ha (R7 見込)	1,520ha	
基本目標2 環境負荷の少ない 循環型社会を構築 する	1人1日あたりのごみ排出量	758g (R5)	742g	総合計画より流用
	地域常設資源回収拠点の 資源回収量	512t (R6,14 箇所)	560t	恵那市の環境
	再生利用率(リサイクル率)	59.3% (R5)	64.4%	総合計画より流用
基本目標3 地球温暖化に対応 した暮らしを实践 する	「脱炭素社会」の実現に向け、 二酸化炭素などの排出を減ら す取り組みについて、何らかの 取り組みをした市民の割合	99.2% (R6)	99.5%	
	市役所の二酸化炭素排出量	16,477t (R5)	10,360t	
基本目標4 安全で快適な暮ら しを支える基盤を 充実する	公害等の苦情件数	57 件 (R6)	50 件	恵那市の環境
	指定避難場所を知っている市民 の割合	86.0% (R6)	88.0%	総合計画より流用
基本目標5 持続可能なまちを 創る仕組みづくり・ 人づくりを進める	大学等と連携した取り組みの 事業数(環境分野)	1 事業 (R6)	3 事業	
	「え～なび」の登録者数	11,493 人 (R6)	15,000 人	

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

第4章 環境施策の展開

基本目標 1 恵み豊かな郷土の自然を守り共生する

基本目標 2 環境負荷の少ない循環型社会を構築する

基本目標 3 地球温暖化を防止する脱炭素社会を実現する

基本目標 4 安全で快適な暮らしを支える基盤を充実する

基本目標 5 持続可能なまちを創る仕組みづくり・人づくりを進める

基本目標 1 恵み豊かな郷土の自然を守り共生する

※右のアイコンは、SDGsの17の目標のうち、各基本方針に関連のあるものを示しています。



基本方針(1) 森林環境の維持・活用

森林は、水源かん養や土砂災害防止、気候緩和や生物多様性の保全といった環境保全機能のほかにも、行楽・レクリエーション、地域の歴史・文化等の多面的機能を有しています。また、森林は地球温暖化の主な原因とされる二酸化炭素の吸収源となるため、森林を適切に管理し、育成することが求められます。

本市は、市域の約77%が森林で占められており、古くから森林とともに暮らしてきました。森林の多面的機能を保全するため、森林の適切な維持管理の実施や地域産材の利用促進、森林環境の維持・活用を担う人づくり・組織づくりなど、恵み豊かな森林環境の維持・活用を推進します。

①森林の適正な維持管理の推進

豊かな森林環境を維持・保全するため、林道の整備などの基盤整備とともに、間伐等の適正な維持管理と再生林による森林育成に努めます。

②森林の多面的機能の向上

人工林の間伐や、市民や企業の参画、連携・協力による里山整備等を推進するとともに、学校での総合的な学習や企業研修、保健・レクリエーション機能としての森林浴等の場・機会としての活用を推進します。

③地域産材の利用促進

地場産業の活性化と健全な森林づくりを推進するため、学校等の教育施設をはじめ、公共施設の増改築等に合わせて岐阜県産材や恵那市産材を積極的に活用するとともに、内装の木質化、木造の机や椅子などの導入を促進します。

また、一般住宅における地域産材の利用や、木質バイオマスの利活用を促進します。

木材を活用した地域内でのエネルギー循環を実現するため、間伐や主伐で発生する林地残材を効率的かつ安定的に搬出することで、木質バイオマス発電等での燃料としての利用や、バイオマス燃料としての利用を推進します。

さらに、これらを活かした薪ストーブ等の導入については、近隣トラブルの防止に考慮しながら、導入の促進に向けた情報提供、啓発活動、相談体制の整備を推進していきます。

④森林環境の維持・活用を担う人づくり・組織づくり

森林環境教育や林業体験等を通して、森林環境の維持・活用を担う人づくりや、森林づくり活動に対する支援を行います。また、林業の担い手の育成を促進します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編



基本方針(2) 水辺環境の保全

本市には、木曾川水系、矢作川水系、庄内川水系からなる 51 もの大小様々な河川が流れており、森林と河川の美しい自然景観が形成されています。また、ダム湖百選や岐阜の名水百選、ぎふふるさとの水辺に認定・指定された豊かな水辺環境があります。こうした本市の自然環境を代表する豊かな水辺環境の保全を推進します。

①水源地の環境改善

矢作川水源基金などの利用により、流域自治体との連携・協力によって、水源林の環境保全に努めます。

また、森林の有する保水能力は、地下水かん養能力を高めることも期待されるので、地下水源の保全にあたり、水源林の環境保全に努めます。

②湧水・地下水の保全

本市では、湿地やため池において特有の動植物が見られます。市民が地下水や湧水について関心を持つとともに、健全な水循環へ向けて、湧水や地下水のかん養に努めます。

③安全で潤いのある水辺環境の保全・整備

浸水被害を防止・軽減するため、国や岐阜県と連携し、河川やダム湖などにおいて治水対策を行います。治水対策は護岸工事等のハード整備と自然の持つ保水・湧水機能を生かしたソフト対策を組み合わせた総合的な治水対策を推進します。

④河川環境の保全・活用

地域自治区、自治会等が実施する河川環境保全活動を支援するとともに、河川改修等に当たっては、生物の多様性や美しい景観にも配慮した、自然と共生する川づくりを推進します。



基本方針(3) 農地環境・農地景観の保全

現在、過疎化や高齢化による担い手不足、米の消費量低下、鳥獣被害などの要因が重なった結果、耕作放棄地が拡大し、農地・農業が持つ多面的機能が十分に発揮されなくなっています。農業生産活動の維持、新規就農者への支援、耕作放棄地の有効活用の検討等により、農地環境・農地景観の保全を図ります。

①農業活動の維持支援

農地・農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、それを支える地域活動、農業生産活動の継続、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援します。(中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度等の活用)

また、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、新規就農者や既存経営体の育成に対し総合的に支援を行います。

農業の地域計画に基づき、各地区の営農組織の強化や、地域に合った農産物づくりを推進します。

②環境保全型農業の推進

持続的な産業基盤の構築に向け、『ぎふ清流 GAP』をはじめとする GAP (Good Agricultural Practices : 農業生産工程管理) の取得を推進するとともに、省エネ・省資源型の農業機械・施設の導入に対する支援や栽培技術の普及推進、農林水産業の CO₂ゼロエミッション化に対する取り組みなどの、地球温暖化防止に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対する支援を実施します。

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を推進します。

③農村景観の保全

美しい農村景観を保全するため、棚田の活用や都市住民との交流・受け入れの促進、地域の特産品づくりなどを積極的に推進し、将来にわたって農林業が継続できる環境を整え、地域の暮らしと生業、伝統的な食文化を守ります。

また、地域の風土に根ざした食のまちづくり「恵那ふうど」に取り組む事業者等を認証する「恵那ふうど認証」を継続実施し、市内の飲食店、レストラン、加工事業者等の地消地産を促進し、発酵や食文化を活用した新商品の開発を促すことによって、地域内での循環を生み出し、市内農家及び農地の持続性向上を図ります。



基本方針(4) 生物多様性の保全

本市では、飛騨木曾川国定公園や恵那峡県立自然公園、天瀑山や大船神社といった緑地環境保全地域が指定されており、生物多様性を保全する拠点として位置づけられています。こうした自然環境を保全するとともに、市域における動植物の生息・生育状況の調査を実施し、市民の生物多様性に関する意識の醸成を図ります。

①動植物の生息・生育状況の把握

天然記念物や絶滅が危惧されている種、外来種も含め、本市における動植物の生息・生育状況の把握に努めます。調査の実施にあたっては、市民や自治会、小中学校等との連携の可能性を検討します。

③ 生物多様性に関する意識の醸成

学校と連携し、身近な河川に生息する生物を観察することによって環境問題を考える「カワゲラウォッチング」等、子どもたちが自然にふれ合う機会を積極的に提供する取り組みを推進します。

市内に生息・生育している動植物や生物多様性の重要性について、市 HP や「広報えな」等を活用し、正しい理解の浸透や意識の醸成に努めます。

③重要な動植物の保護の推進

専門家・有識者の助言等を踏まえ、市民団体等との連携のあり方を考えながら、重要な動植物の保護に資する取組を推進します。

④外来種の駆除、侵入防止の推進

岐阜県や近隣自治体とも連携しながら、外来種の駆除に努めるとともに、在来種が優占できる本来の自然環境への改善により、外来種の侵入防止を図ります。

また、市民からの情報提供と、市民への注意喚起を行い、情報の共有に努めます。

⑤公共事業における生物多様性配慮の推進

天然記念物や絶滅が危惧されている種の生息地付近で実施する公共事業においては、生息環境を保全し、生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）が分断されないよう、「公共事業における生物多様性配慮ガイドライン（平成 25 年 2 月、岐阜県）」を踏まえ、生物多様性の保全に配慮します。

⑥環境保全型農業の推進

環境保全型農業として、農業の持つ自然循環機能を生かし、生産性との両立などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の低減に配慮した持続的な農業を推進します。

基本目標 2 環境負荷の少ない循環型社会を構築する



基本方針(1) ごみの減量と再資源化の推進

環境負荷の少ない循環型社会の構築に向けて、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進を図ります。市民や事業者及び行政が一体となり、減量と再資源化に向けた取組を進めます。

また、温室効果ガスの削減に向けた、資源の循環や再生可能エネルギーへの活用などの持続可能な社会の実現に向けた方策を検討します。

①ごみの発生・排出の抑制（リデュース）

家庭から出る生ごみの堆肥化の推進など、市民が日常生活で取り入れやすいごみの発生・排出の抑制につながる取組を推進します。

また、飲食店での食べきり運動や持ち帰りの普及、フードバンク・フードドライブの取組を推進し、食品ロス対策による生ごみの発生・排出抑制を推進します。

②ごみの再利用・再生利用の推進（リユース・リサイクル）

集団資源回収や3R推進施設である「ふれあいエコプラザ」等における古紙・紙類、衣類、金属類、ビン類、プラスチック類などの資源ごみの分別排出を徹底し、ごみの減量化と再資源化を図ります。

各家庭からの食用廃油の回収を進め、バイオディーゼル燃料（BDF：Bio Diesel Fuel）としての再利用に取り組みます。

各地域におけるリサイクルの拠点として地域資源回収拠点の整備を進め、市内全地域への設置を目指し運営者となる地域の団体と調整を進めます。今後は、回収品目の充実などを図っていきます。さらに、衣類のリユース・リサイクルをはじめとしたサステナブルファッションの推進に取り組み、繊維類の有効活用を通じて資源循環の拡大につなげます。

③グリーン購入・エシカル消費（倫理的消費）・環境配慮契約の普及、定着

家庭や事業所において、物品の購入やエネルギーの調達にあたっては、品質やデザイン、価格だけでなく、環境への負荷や、製造過程での温室効果ガスの発生が少ないモノを優先的に購入するグリーン購入や、購入するモノの生産背景等を考慮するエシカル消費・環境配慮契約を推進します。

④ 普及・啓発、情報提供

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進に向けて、「ふれあいエコプラザ」におけるごみ減量化講座やリサイクル講座の継続的な開催、市HPや「広報えな」を利用したごみの排出抑制につながる取組や排出状況に関する情報の提供・発信に努めます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

基本方針(2) 適正なごみ処理・処分体制の構築



3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進拠点である「ふれあいエコプラザ」や、スマートフォンアプリ「え〜なび」において、適正なごみ処理方法の周知・徹底を図るとともに、不法投棄が常態化してしまっている地域を中心として、監視カメラの設置や不法投棄監視員によるパトロール等によって、不法投棄対策の推進・強化を図ります。

①適正なごみ処理方法の徹底

各自治会のステーションや「ふれあいエコプラザ」へのごみの排出にあたり、分別の徹底やルール・マナーの遵守など、適正なごみ処理方法の周知・徹底を図ります。

「容器包装リサイクル法」や「家電リサイクル法」に基づく適正なごみ処理方法の周知・徹底を図ります。

ごみステーション利用に関する様々なトラブルに関して、解決策を検討します。

スマートフォンアプリ「え〜なび」において、適正なごみ処理方法の啓発を行います。

②ごみ処理施設の適正管理

ごみ処理施設である「エコセンター恵那」が適切に運営され、公害等の発生が無いように監視を行います。また施設の老朽化に伴う、新たな施設建設に向け、中津川市との広域連携での施設運営を目指し、温室効果ガスの削減、資源の循環等の環境に配慮した施設を検討します。

③不法投棄対策の推進

不法投棄防止啓発用の看板や監視カメラの設置や、不法投棄監視員によるパトロールの実施により、不法投棄の防止と監視体制の強化に取り組みます。

また、プラスチックごみの不法投棄が海洋汚染の原因となっていることなど、環境保護意識の啓発を推進します。

④災害廃棄物処理への対応

今後想定される大規模災害により発生する災害廃棄物の迅速かつ適切な処理に備えるため、「岐阜県災害廃棄物処理計画」に基づき、恵那市災害廃棄物処理基本計画を作成しています。災害時はこの計画に基づき、迅速な廃棄物の処理を行えるよう、平時より災害に備えていきます。また、岐阜県災害廃棄物処理計画の改正に合わせて、恵那市災害廃棄物処理基本計画を適時見直しながら進めます。



基本方針(3) 地域美化活動の推進

市内の道路や河川の多くは、各地域のボランティア清掃活動により美しく保たれています。自治会や市民団体等が実施する環境美化活動に対する支援の実施、「恵那市空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」、「恵那市あき地の環境保全に関する条例」に基づき、適切な指導や助言等により、地域美化活動を推進します。

①環境美化活動の推進

自治会や市民団体等が実施する環境美化活動に対し、ごみ袋の支給やごみ処理費の免除等の支援を行います。

②ごみのポイ捨てやペットのふん害の防止

「恵那市空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」に基づき、不法投棄の防止や環境美化のための適切な指導や助言等を行います。

③あき地の環境保全

「恵那市あき地の環境保全に関する条例」に基づき、適切な管理がされていないあき地での雑草の繁茂、落ち葉等の散乱による景観の悪化や近隣トラブルを防止するため、土地所有者に対する適切な指導や助言を行います。

基本目標 3 地球温暖化を防止する脱炭素社会を実現する



基本方針(1) 省エネルギー行動の推進

地球温暖化の最も大きな原因とされる二酸化炭素の排出を抑えるため、省エネの推進を行います。エネルギーの効率的な使用について、日々の暮らしや仕事の中で、省エネを意識した行動を自然に行えるよう、市民の意識付けとともに、在宅勤務やウェブ会議の積極的な利用による新たなライフスタイル・ワークスタイルの変化を目指します。

①家庭における省エネルギー行動の促進

身近に実践することのできる地球温暖化防止や省エネ行動につながる取り組みの見える化サイト「ぎふエコアクション」の普及拡大をはじめ、家庭における身近に取り組むことのできる省エネルギー行動の促進を図ります。

また、恵那市内の家庭を対象とした省エネトライアルアンケートにより、家庭部門の省エネ化の推進を図ります。

②事業所における省エネルギー行動・対策の促進

クールビズやウォームビズの導入、出社時や外出時の交通手段の見直しや在宅勤務、環境マネジメントシステムの導入、リモート（ウェブ・オンライン）会議の活用など、事業所における省エネルギー行動・対策の促進を図ります。またエネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定される年1%の削減目標の周知・啓発を行い、二酸化炭素排出量の割合が高い特定事業所排出者については更なる削減についての調整を進めます。

③事業者の省エネ取組ネットワークの形成

事業者の省エネ取組ネットワークを形成し、エネルギーデータ記録、省エネ普及啓発、省エネアドバイス等の実施を推進します。またこのネットワークへの加入促進啓発を行います。

④行政による率先行動・対策の推進

照明の間引き点灯やこまめな消灯、空調機器の適切な温度設定や運転時間の短縮など、事務事業に支障のない範囲で省エネルギー行動・対策に率先的に取り組み、市民や事業者の脱炭素に向けた取り組みの機運を醸成します。また、恵那市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】（令和5年3月策定）の取り組みを推進し、恵那市の公共施設における2050年ゼロカーボンを目指します。

基本方針(2) 建物・設備等の脱炭素化



建物や設備等においては、従来の省エネの推進に加え、電力の再生可能エネルギーへの置き換えや、再生可能エネルギーを作り出す「創エネ」の取り組みも始まっています。これらを組み合わせることにより ZEH や ZEB といった、ゼロカーボンの家屋や事業所が実現できるようになります。これらの新たな取り組みが進むよう、行政による情報提供や補助金等を活用した支援を行います。

①家庭における「ZEH」の導入促進

「ZEH（ゼッチ）」（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略称。省エネと創エネを組み合わせ、家で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。）を旨とした取り組みへの補助（住宅用太陽光発電システム、定置用蓄電池システム、次世代自動車充電システム、太陽熱温水システム、家庭用燃料電池システム等）や支援制度の情報提供などにより導入促進を図ります。

②事業所における「ZEB」の導入促進

事業者に対する無料省エネルギー診断や、建物・設備の省エネルギー化に対する支援制度に関する情報を提供することなどにより、事業所における省エネルギー機器・設備の導入促進を図ります。また「ZEB（ゼブ）」（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略称。省エネと創エネを組み合わせ、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建物のこと。）を旨とした取り組みへの補助や支援制度の情報提供などにより導入促進を図ります。

③「HEMS」等エネルギーマネジメントシステムの導入促進

「HEMS（ヘムス）」とは Home Energy Management System の略で家庭内のエネルギー管理システムです。HEMS は、家庭での電気の使用状況を「見える化」することで、電気を効率的に使えるようになるだけでなく、太陽光発電システムを設置している場合、発電や販売状況も分かるようになります。管理対象により家庭向けの HEMS（ヘムス）、商用ビル向けの BEMS（ベムス）、工場向けの FEMS（フェムス）、と呼ばれており、各主体への導入促進を啓発していきます。

④行政における率先した導入

公共施設においては、LED 化による省エネの推進や、施設の屋上を活用した太陽光発電パネルの設置といった再生可能エネルギーの「創エネ」に率先的に取り組み、市民や事業者の脱炭素に向けた取り組みの機運を醸成します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

基本方針(3) 脱炭素なまちづくりの推進



脱炭素なまちづくりのため、二酸化炭素の吸収源の確保、再生可能エネルギーの導入、交通手段の見直しなどの様々な取り組みが必要です。

間伐実施や地域産材の利用促進等により、森林の適切な維持管理と資源活用を進めます。

太陽光発電設備の整備に加え木質バイオマスや中小水力発電等の地域性を活かした多様な再生可能エネルギーの導入・活用に取り組みます。

また、自動車の依存度が高い地域であるため、電気自動車等のエコカーの普及促進や公共交通機関の充実を図ることで、運輸交通部門においても脱炭素の取り組みを推進します。

①二酸化炭素の吸収源対策の推進

間伐や再生林など森林環境の適切な維持管理による効果的な二酸化炭素の吸収源対策を推進します。また、地域産材の利用促進や地産地消を推進し、森林資源の循環利用による温室効果ガス排出量の削減に努めます。

森林由来のクレジット（排出枠）を活用する、カーボン・オフセットの普及も進めます

②地域エネルギーの導入・活用の推進

地域電力会社である株式会社恵那電力の取り組みを推進し、再生可能エネルギーの普及・利用に努めます。今後の課題として固定価格買取制度(FIT)終了後の電力買い取り(卒FIT)を共同で検討していき、2050年カーボンニュートラルに向けた屋根上太陽光発電設置の推進を図ります。

導入ポテンシャルが高いと判断された風力・中小水力発電については、二酸化炭素の吸収源としての役割や水源かん養機能を持つ森林への影響を十分考慮して導入促進を図り、その他の再生可能エネルギー（バイオマス・太陽熱・地中熱等）も推進します。

さらに、技術革新を取り入れ、再生可能エネルギーを活用した「次世代エネルギー」の地域導入可能性について、製造、供給体制、需要先に関する調査・検討を進め、地域内でのエネルギー循環の高度化を図り、快適な暮らしと地球温暖化防止の両立を目指します。

③エコカーの普及促進

市民や事業者への電気自動車等のエコカーの普及・導入拡大を図ります。

また、普及・導入拡大にあたり、公共施設や商業施設における電気自動車の充電インフラの整備などのエコカーを利用しやすい環境づくりを推進します。

④環境に配慮した公共交通機関の充実

明知鉄道、自主運行バス（デマンド交通含む）及び地域住民主体の有償運送といった交通ネットワークの連携によって、地域住民へ利便性の高い交通手段を提供し、日常生活における自家用車への依存を緩和することで脱炭素に取り組みます。

基本目標 4 安全で快適な暮らしを支える基盤を充実する



基本方針(1) 防災・減災対策の推進

近年、地球温暖化の進行等による夏季の猛暑・酷暑や集中豪雨などの異常気象が発生しており、地球温暖化を防止する取り組みを推進する一方で、気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」が求められています。また、当地域ではかねてより南海トラフ地震の発生等が危惧・懸念されています。市民の安全で快適な暮らしを確保するため、こうした自然災害に強い基盤を整備するとともに、市民の自助・共助力の向上を図ります。

①災害対応に向けた自助・共助力の向上

地域の自助・共助の向上を図るため、地区防災計画に基づいて地区毎で実施されている訓練、活動及び資機材等の整備に対する財政支援を行います。また、地域での防災の中心的な役割を担っていただく防災リーダーの養成の推進を図ります。

②防災性の高いまちづくりの推進

森林法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律などに基づき、森林と農地の適切な保全を進めます。土砂災害防止法に基づく、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定、治山治水事業の実施、不適切な盛り土や過度な森林伐採などの監視などによって水害や土砂災害などの被害の防止・軽減に努めます。

③安全安心な憩いの空間の創造

既存の広場・公園の計画的な維持管理・更新を実施し、市民の交流の場所であるとともに、災害時の避難場所として活用し、市民が集う空間づくりを地域と協力して推進します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編



基本方針(2) 公害対策の推進

本市では、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動といった公害については概ね環境基準を満たしていますが、苦情件数は増加傾向にあります。公害対策については、引き続き、生活排水・事業排水の流出抑制や水質の監視・改善、生活公害等の常時観測を継続しています。その他、近年増加傾向にある野焼きや不法投棄、空地の雑草等の生活に身近な公害の把握と対策に努めます。

リニア中央新幹線の開業を目指し、工事が本格化することを踏まえ、工事による騒音や振動、建設発生土の処理などによって市民生活へ大きな影響が出ないように、必要に応じて監視・対策を行います。

①生活排水・事業排水対策の推進

公共水域の環境保全を図るため、用途地域内を中心とする地域では公共下水道、用途地域外で特に自然環境や生活環境を保全する必要がある地域では特定環境保全公共下水道、農業集落排水への加入促進、合併浄化槽の設置を推進します。

③ 水質の監視・改善

主要河川における生活・健康項目の定期検査による水質の把握、水道原水での水質検査などを実施するとともに、「恵那市の環境」において測定値等を公表し、水質の改善に向けた取り組みを検討・実施します。

③生活公害等の常時観測の継続

大気汚染物質やダイオキシン類、建設工事等に伴う騒音・振動の状況について、引き続き常時観測を継続し、汚染状況等の把握に努めます。

また、野焼きや不法投棄、空地の雑草等の生活に身近な公害の把握・対策を進めます。



基本方針(3) 恵那らしさの維持・活用

本市には、農村景観日本一に選ばれた岩村町富田地区の農村風景、全国棚田百選に選ばれた坂折棚田、重要伝統的建造物群保存地区選定された岩村町本通りなど、良好な自然景観、歴史景観が残されています。こうした本市の地域資源を維持・保全するとともに、まちづくりへの活用を図ります。

①良好な都市景観の形成

「恵那市屋外広告物条例（平成28年3月22日条例第8号）」に基づき、良好な景観を形成するため、周辺景観との調和に十分配慮するよう啓発を行います。

景観重要建造物・樹木の指定を進めるとともに、良好な都市景観の形成に向けて、景観形成重点地区の指定を検討します。

リニアまちづくり基盤整備計画における土地利用・基盤整備に関する計画について、都市景観や自然環境等へ十分に配慮します。

②良好な自然・歴史景観の保全

坂折棚田や富田地区の農村景観、岩村の歴史的街並みなどの、恵那市独自の良好な自然・歴史景観の保全に努めます。太陽光発電など、自然エネルギーを生み出す施設についても、自然・歴史景観との調和を図って進めていきます。

③地域資源の活用

各地域がそれぞれの個性ある景観を活かしたまちづくりに取り組めるよう支援します。

また、歴史的建造物やまち並みの保全を通じて、歴史や文化を活かした地域のまちづくりにつなげ、まちの魅力を高めるように支援します。

市内の豊かな自然や歴史文化を深く理解してもらうために、地域の生態系を破壊することなく自然を観察・体験できるエコツーリズムやサステナブル・ツーリズムを推進します。

さらに、技術革新を踏まえた次世代エネルギーの活用を地域振興にもつなげるため、サステナブル燃料を活用したモータースポーツイベントの開催や支援を行い、地域の活性化と環境負荷低減の両立を図ります。

基本目標 5 持続可能なまちを創る仕組みづくり・人づくりを進める



基本方針(1) 環境教育・環境学習の推進

「持続可能な開発のための教育：SDGs 実現に向けて（ESD for 2030）」が、2019年11月の第40回ユネスコ総会で採択され、同年12月の第74回国連総会で承認されました。ESDとは、Education for Sustainable Developmentの略であり、環境、貧困、人権、平和等の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。ESD for 2030は、2030年（令和12年）に向けてESDの強化とSDGsの17の全ての目標実現を目指すものです。

これを踏まえ、持続可能なまちを創る担い手育成に向けて、学校や子ども園における環境教育、地域による環境学習の促進を図るとともに、市民・地域・事業者による教えることのできる人材の育成を図ります。

①学校や子ども園における環境教育の推進

小中学校や子ども園において、総合的な学習や各教科の学習にとどまらず学校教育全体及び園活動を通して、環境教育の取り組みを促進します。

地域との連携を密にして、農林業体験などの体験活動に加え、収穫した農産物を消費したり出荷したりして、持続可能な生産・消費形態の学習に取り組みます。

②地域における環境学習の推進

各地域のコミュニティセンターなどを拠点として、環境・地球温暖化をテーマにした市民講座の実施や、市民活動団体が実施する環境学習の実施や環境イベントの開催等に対して出前講座のメニューを用意する等の支援を行います。

③教えることのできる人材の育成と活用

学校や地域、企業における環境教育・環境学習を支援するため、講師やスタッフとして活躍できるボランティア人材に関する情報の充実を図るとともに、市民講座における環境に関するメニューの充実や、市HPや「広報えな」などを通じての情報提供を行います。



基本方針(2) 地域による環境保全活動の推進

住民の生活に身近な事柄である環境保全に関しては、住民の意向を踏まえた、地域の主体的な取り組みが効果的です。地域による環境保全活動を推進し、市民活動団体への支援を継続して行います。

① 市民活動団体への支援

市民活動団体や地域自治区、自治会等が行う地域の環境保全活動に対して、活動の紹介や必要な備品の貸出し等の支援を行います。

③ 連携・協力による地域活動の推進

公園の再整備や道路づくりについて、市民の意見や要望を把握・反映し、愛着をもって利用、維持管理を行ってもらうために、市民との連携・協力による施設のあり方や取り組みの支援を行います。

④ 市民活動の普及啓発、担い手の育成

市 HP や「広報えな」などの広報媒体を通じて、市民活動団体の取り組みを紹介し、取り組みの輪を広げるとともに、団体の活動の充実や、新たな担い手の育成などの支援を行います。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編



基本方針(3) 広域的な連携・協力による取り組みの推進

環境問題の多くは、本市のみで解決できるものではなく、広域的な視点からの連携・協力により、対策を進めていく必要があります。岐阜県や近隣の市町村をはじめ、木曾川や矢作川、庄内川水系の流域自治体、また、本市と関わりのある大学等研究機関と連携した取り組みを推進します。

①岐阜県や近隣自治体との協力体制の構築

光化学スモッグをはじめとする大気汚染や水質汚濁の状況について、岐阜県や近隣自治体との情報交換や連絡調整を行い、連携・協力して対策を講じることができる体制を構築します。

② 流域自治体と連携した取り組みの推進

森～川～海の環境のつながりは、市内・県内だけでなく、他県ともつながっており、こうした流域の一体的な環境保全の取り組みを推進するため、下流域側による森林の間伐体験や、下流域での海岸清掃活動など、流域一帯となった活動が促進されるようなプログラムを検討します。

③大学等と連携した取り組みの推進

本市が連携協定を結ぶ大学等と連携し、学生等による環境保全活動の実施や、授業や研修の場・機会としての活用等を推進します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

第5章 計画の推進にあたって

5-1 計画の推進体制

5-2 計画の進行管理の仕組み

5-1 計画の推進体制

(1) 市民・地域・事業者等との連携・協力による計画の推進

①各主体における環境施策の展開

市民、地域、事業者等の各主体は、本計画の基本理念・将来像、基本目標等を踏まえ、各主体の役割を認識した上で、主体的に環境施策を展開します。

③ 地域の特色を生かした取り組みの検討・実施

13 地域においては、第3次恵那市地域計画に基づき、地域の特性・特色を生かしながら、地域における持続可能なまちの姿を描き、その実現に向けた取り組みを展開します。

③恵那市環境審議会における総合的・包括的な計画管理

学識経験者、市民、地域、事業者等から構成される「恵那市環境審議会」において、総合的・包括的な視点での計画の進行管理等を行います。

(2) 分野別計画の策定検討

本計画の対象とする環境の分野は多岐にわたります。そのため、必要に応じて、分野別の個別計画の策定を検討します。

(3) 広域的な連携・協力の推進

岐阜県や近隣自治体との協力体制の構築、流域自治体や大学等と連携した取り組みの推進など、広域的な連携・協力を推進します。

資料編

計画の策定スケジュール・体制

環境保全に関する関連法令

用語解説

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

計画の策定スケジュール・体制

計画の策定スケジュール

年月日	内容
令和7年7月16日	第1回恵那市環境審議会 ・計画策定・スケジュールについて
令和7年12月23日	第2回恵那市環境審議会 ・第3次恵那市環境基本計画(案)説明とパブリックコメントについて
令和8年1月23日 ～2月15日	パブリックコメント ・募集期間：令和8年1月23日（金）～2月15日（日） ・募集方法：市環境課、情報公開コーナー、各振興事務所での閲覧及び市HPへの掲載 ・募集結果：
令和8年3月3日	第3回恵那市環境審議会 ・パブリックコメントの実施結果について ・第3次恵那市環境基本計画（最終案）について ・計画についての市長への答申

計画の策定体制

①恵那市環境審議会

	区分	氏名	役職等
1	有識者	竹島 喜芳	中部大学 教授
2	環境団体代表	柘植 清成	恵那市環境対策協議会 会長
3	地域代表	渡邊 康正	地域自治区会長会議 山岡地域自治区会長
4	商工会議所代表	加藤 規久	恵那商工会議所 常議員、環境情報委員長
5	商工会代表	渡會 充晃	恵那市恵南商工会 研修委員会委員
6	校長会代表	下畑 茂	恵那市立飯地小学校 校長
7	農業関係代表	鈴木 雅博	恵那市農業振興協議会 副会長
8	林業関係代表	小椋 正明	えなの森林づくり推進委員会 委員
9	環境市民団体代表	足立 美保子	NPO 法人 市民工コ会議 理事長
10	子育て・教育関連代表	坪井 弥栄子	恵那市子ども・子育て会議 委員長
11	環境省	猪岡 貴光	中部地方環境事務所 環境対策課長
12	岐阜県	伊藤 明	恵那県事務所 環境課長

順不同

環境保全に関する関係法令

恵那市環境基本条例

(目的)

第1条 この条例は、豊かで快適な環境の保全及び創出（以下「環境の保全等」という。）について基本的な考え方を定め、恵那市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責任と義務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることによって、現在と将来の市民が環境と共生しながら健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動によって環境に加えられる影響であって、環境の保全等をするうえで支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、大気及び海洋の汚染、野生生物の種の減少、放射性物質及び化学物質による汚染その他の地球規模の環境に影響を及ぼす事態に対する環境保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全等をするうえでの支障のうち、事業活動その他の人の活動によって生じる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭又は光害によって、人の健康や生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境その他自然環境を含む。以下同じ。）に被害が生じることをいう。

(基本理念)

第3条 環境は、積極的に保全し、かつ、創出する働きかけを行わなければ失われやすいという認識に立って、その保全及び創出の活動が行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共に生きる社会において、市民が安全かつ健康でうるおいとやすらぎのある快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、将来の世代へ引き継いでいくことを目的として行わなければならない。

3 環境の保全等は、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が自主的かつ積極的に取り組むことによって行わなければならない。

4 地球環境の保全は、これが人類共通の課題であるとともに、市民の安全かつ健康で文化的な生活を将来にわたって維持する上で極めて重要であることから、すべての者が自らの問題としてとらえ、日常生活と事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市には、環境の保全等を実現するため、次に掲げる事項についての施策を総合的かつ計画的に推進する責務がある。

(1) 公害の防止、廃棄物の削減、再利用及び適正処分、水の循環構造の保全、省資源及び省エネルギー、歴史的又は文化的資産の保存、景観の保全、快適な居住環境の整備等生活環境に関すること。

(2) 森林の保全及び活用、河川、湖沼等水辺環境の保全、緑化の推進及び野生動植物の生態とその多様性に配慮した自然保護等自然環境に関すること。

(3) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層保護等地球環境に関すること。

2 市は、事業を立案し、及び施行するときは、この条例の基本的な考え方に従って、環境の保全等に配慮して行わなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者には、事業活動を行うときは、公害を発生させないようにするとともに、豊かで快適な環境を適正に保全するため、自らの責任において必要な措置をとる責務がある。

2 事業者は、事業活動に関する製品、原材料その他の物を使用し、及び廃棄することによる環境への

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

負荷を少なくするよう努めるとともに、省エネルギー及びリサイクルを推進すること等により、資源が有効に利用されるよう努めなければならない。

3 事業者は、事業活動を行うことによって公害を発生させ、又は環境を破壊したときは、自らの責任と負担においてこれを補償し、支障除去等必要な措置を講じなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者には、その事業活動を行うときは、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する関係施策に協力する責務がある。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活の中で、環境の保全等に積極的に努めるとともに、環境への負荷を少なくするよう努めなければならない。

2 市民は、その日常生活から排出される廃棄物の減量及び分別並びに生活排水の改善に努めるとともに、省エネルギー及びリサイクルを推進すること等により、資源が有効に利用されるよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市民には、環境の保全等に関して市が実施する施策に協力する責務がある。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。

2 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映するために必要な措置をとるとともに、恵那市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聞かなければならない。

3 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、環境基本計画を変更しようとする場合に準用する。

(年次報告)

第8条 市長は、市の環境の現状及び環境の保全等に関する施策等について、毎年度報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(環境調査等)

第9条 市は、環境に影響を与えるおそれのある施策について、計画を策定し、又は実施しようとするときは、環境への配慮が十分なされているか、環境の観点から望ましい選択であるか等について調査を行うものとする。

2 市は、環境への負荷を少なくするため、自らの活動について、環境に与える影響の評価、監査等を行うことができるよう必要な措置をとるものとする。

3 市は、前2項に定める調査、評価、監査等の結果、施策を実施した場合に環境への負荷を与えると判断したときは、審議会に諮り、当該施策の変更又は修正を行うものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第10条 市は、市民が環境の保全等についての理解を深めるため、適切な環境教育が受けられるよう、必要な措置をとるとともに、市民及び事業者が学習活動を自発的に行うことができるよう、必要な措置をとるものとする。

(環境情報の提供)

第11条 市は、環境の保全等に関する情報を、適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の活動の支援等)

第12条 市は、市民、事業者又は市民及び事業者が構成する団体が行う、環境の保全等のための自発的活動に対し、支援、助言等を行うことができる。

(推進及び調整体制の整備)

第13条 市は、環境の保全等に関する施策を総合的に推進し、及び調整するため、環境調整会議を設ける等必要な体制を整備するものとする。

(広域的な連携)

第14条 市は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする環境の保全等に関する施策を実施するときは、国際機関、国、他の地方自治体、民間団体等と協力して、その推進に努めなければならない。

(審議会の設置)

第15条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、審議会を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項を調査審議する。

- (1) 環境の保全等に関する基本的事項及び重要事項
- (2) 環境基本計画を定め、又は変更する場合の意見に関する事項
- (3) 環境調査、評価、監査等の結果に関する事項
- (4) その他環境の保全等に関し、市長から意見を求められた事項

3 審議会は、環境行政に関する重要事項について、必要があると認めるときは、市長その他関係機関に助言及び勧告をすることができる。

(組織)

第16条 審議会は、25人以内をもって組織する。

2 委員は、生活、自然、社会又は地球環境問題について識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第17条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第18条 審議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第19条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。

5 第15条から前条まで及び第1項から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

恵那市空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の推進を図り、もって市民の快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き缶等 空き缶、空きびんその他の飲食料を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙、収納袋、印刷物、その他これらに類する物で、捨てられることによって散乱の原因となるものをいう。

(2) ポイ捨て 空き缶等をみだりに捨てることをいう。

(3) 飼い犬等 飼養管理されている犬及び猫、その他愛がん動物をいう。

(4) ふん害 飼い犬等のふんにより道路、公園、運動場、広場、河川その他の公共の用に供する場所(以下「公共の用に供する場所」という。)又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する場所を汚すことをいう。

(5) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(6) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。

(7) 所有者等 市内の土地若しくは建物の所有者、占有者又は管理者をいう。

(8) 飼い主 飼い犬等の所有者(所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。)をいう。

(市の責務)

第3条 市は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する必要な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、関係機関等と連携して行うものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器(空き缶等を回収するための容器をいう。以下同じ。)に収納することにより空き缶等を散乱させないようにするものとする。

2 市民等は、自主的に清掃活動を行うこと等により地域環境の美化に努めるとともに、市が実施するポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する施策に協力するものとする。

(印刷物等の配布者等の責務)

第5条 公共の用に供する場所において印刷物等を配布し、又は配布させた者は、当該公共の用に供する場所及びその周辺に散乱している当該印刷物等を回収するものとする。

2 公共の用に供する場所において集会、展示会その他これらに類する催しを行う者は、当該公共の用に供する場所に散乱している空き缶等を回収するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、製造、加工又は販売その他の事業活動によって生じたごみの散乱を防止するため、ポイ捨て防止についての市民等に対する意識の啓発及び再資源化について必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動に努めるとともに、市が実施するポイ捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力するものとする。

(所有者等の責務)

第7条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地を適正に管理することにより空き缶等を散乱させないように努めるとともに、市が実施するポイ捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力するものとする。

(飼い主の責務)

第8条 飼い主は、ふん害を防止し、及び自己の敷地等において自己の飼い犬等のふんを適切に処理し、市民の良好な生活環境が損なわれないよう努めるとともに、市が実施するふん害の防止に関する

施策に協力するものとする。

(指導及び助言)

第9条 市長は、市民等、事業者、所有者等及び飼い主に対し、空き缶等の散乱及びふん害を防止するうえで必要な指導及び助言を行うことができる。

(ポイ捨て及びふん害防止重点地域)

第10条 市長は、特に空き缶等の散乱及びふん害を防止し、環境の美化を推進する必要があると認める地域をポイ捨て及びふん害防止重点地域(以下「重点地域」という。)として指定することができる。

2 市長は、重点地域を指定したときは、その旨及びその区域を告示するものとする。

3 前項の規定は、重点地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(ポイ捨ての禁止等)

第11条 何人も、ポイ捨てをしてはならない。

2 飼い主は、自己の飼い犬等が公共の用に供する場所等でふんをしたときは、直ちに回収しなければならない。

3 自動販売機により飲食料を販売する者は、回収容器を設け、これを適正に管理しなければならない。

(立入調査)

第12条 市長は、この条例を施行するため必要と認める場合は、職員に空き缶等の散乱している土地又は自動販売機が設置されている土地に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告及び命令)

第13条 市長は、第11条の規定に違反した者に対し、次に掲げる事項について書面により勧告することができる。

(1) ポイ捨てによる空き缶等を回収すること。

(2) 自己の飼い犬等のふんを回収すること。

(3) 自動販売機により飲食料を販売する者については、回収容器の設置及び適正な管理をすること。

2 市長は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その勧告に従うべきことを書面により期限を定めてその勧告に従うよう命令することができる。

(公表)

第14条 市長は、前条第2項の命令を受けた者が、正当な理由がなくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(関係法令の活用)

第15条 市長は、この条例の施行に関し、関係法令の積極的な活用を図るものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月25日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の恵那市空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例(平成12年恵那市条例第41号)、岩村町空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例(平成12年岩村町条例第43号)、山岡町空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例(平成12年山岡町条例第67号)、明智町空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例(平成12年明智町条例第39号)、串原村空き缶等投げ捨て防止に関する条例(平成12年串原村条例第48号)又は上矢作町空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例(平成12年上矢作町条例第60号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

恵那市あき地の環境保全に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、遊休地を適正に管理し、清潔で安全な生活環境を保全し、市民生活の安定と環境衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) あき地とは

ア 宅地化された状態で現に人が使用していない土地で遊休地をいう。

イ 休耕したまま正当な理由がなく放置してある休耕地をいう。

(2) 管理不良の状態とは

ア あき地に雑草が繁茂し、そのまま放置されているため火災又は犯罪の発生並びに近隣の生活環境を著しく損なう原因となるような状態をいう。

イ 法面、石積等が崩れ又はそのおそれがあり河川、道路隣地に被害、迷惑を及ぼすような状態をいう。

(適用区域)

第3条 この条例の適用区域は、規則で定める。

(所有者等の責務)

第4条 あき地の所有者又は管理者（以下「管理者等」という。）は、当該あき地が管理不良の状態にならないよう維持管理しなければならない。

(助言、勧告、命令)

第5条 市長は、あき地が管理不良の状態になるおそれがあるとき、又は管理不良の状態にあるときは、当該あき地の所有者等に対して必要な助言又は勧告を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を履行しない所有者等があるときは、当該あき地の不良の状態の除却に必要な措置を命じなければならない。

(立入調査)

第6条 市長は、前条の規定による助言、勧告又は命令を行おうとするとき、又は前条の規定による勧告又は命令の履行の状況を調査するため必要があると認めるときは、必要な限度において当該職員をして、あき地に立ち入って調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第7条 この条例の施行について、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成16年10月25日から施行する。

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電設備設置事業のうち、周辺の環境及び自然災害への影響が懸念される事業の防止を図り、環境の保全及び周辺の景観との調和並びに市民の安心で安全な生活に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を同条第3項に規定する再生可能エネルギー源とするものをいう。
- (2) 太陽光発電設備設置事業 太陽光発電設備の設置を行う事業をいう。
- (3) 事業者 太陽光発電設備設置事業を行う者及び共同の関係にあると認められる者をいう。
- (4) 事業区域 太陽光発電設備設置事業を行う土地の区域並びに当該事業と一体の事業の土地の区域及び当該事業区域と一体利用される土地の区域をいう。
- (5) 近隣関係者 事業区域（単独で線状に延びた排水路に関する土地の区域を除く。次号において同じ。）の隣接土地所有者及び事業区域から概ね20メートル未満の距離にある土地又は建築物の所有者及び居住者をいう。
- (6) 地域住民 事業区域が含まれ、又は隣接する自治会をいう。
- (7) 地域住民等 近隣関係者及び地域住民をいう。
- (8) 地域組織 事業区域に含まれ、又は隣接する自治会を含む当該自治会の維持及び運営を補完する町単位等の自治会の連合組織又は地域自治区をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、太陽光発電設備設置事業の実施に当たり、関係する法令、条例、規則等を遵守し、本市における環境の保全に係る支障を防止し、及び良好な景観を損なうおそれのある事業を防止し、並びに地域住民等との良好な関係を保つよう努めなければならない。この場合において、太陽光発電設備設置事業完了後においても、同様とする。

(土地所有者の責務)

第4条の2 土地の所有者は、自己又は第三者により太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、災害の発生を助長し、又は良好な景観及び生活環境を損なうおそれのある当該事業のために土地を使用し、又は使用させることのないよう努めなければならない。

2 土地の所有者は、太陽光発電設備設置事業を実施したときは、自然環境を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう、当該事業に使用した土地を適正に管理しなければならない。

(適用範囲)

第5条 この条例は、太陽光発電設備設置事業のうち、事業区域が1,000平方メートル以上であって、土地に自立する太陽光発電設備の設置を行うものを対象とする。ただし、次条に規定する区域において、土地に自立する太陽光発電設備の設置を行うときは、事業区域が1,000平方メートル未満であっても対象とする。

(設置が適当でない区域)

第6条 市長は、周辺の環境や自然災害への影響が懸念される区域において、太陽光発電設備の設置が適当でない区域を規則で定めることができる。

(事前届出)

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

第7条 第10条第1項の規定による届出及び協議を行う事業者は、規則に定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。この場合において、法第9条第1項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を申請する者は、当該認定の申請を行う前に市長に届け出なければならない。

(地域住民等への通知)

第7条の2 市長は、前条の規定による事業者の届出があった場合には、地域住民等に対してその者の氏名（法人にあっては、当該法人の名称及び代表者の氏名）、住所及び事業区域を通知することができる。

(地域住民への周知及び説明会の開催)

第8条 事業者は、第10条第1項の規定による届出を行う前に、地域住民に対して、規則で定める事項を周知し、地域住民から太陽光発電設備設置事業に係る説明会の開催の要請があったときは、これに応じなければならない。

2 事業者は、前項の規定による周知及び説明会の開催により、地域住民の理解を得るよう努めなければならない。

(近隣関係者への周知及び説明)

第9条 事業者は、次条第1項の規定による届出を行う前に、近隣関係者に対して、規則で定める事項を周知し、及び説明しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による周知及び説明により、近隣関係者の理解を得るよう努めなければならない。

3 前2項は、第5条の規定にかかわらず、発電出力の合計が10キロワット以上の土地に自立する太陽光発電設備の設置を行うものを対象とする。

(地域住民等の協定の締結)

第9条の2 地域住民等は、太陽光発電設備設置事業に対して、災害の防止、良好な景観及び生活環境の保全（以下「災害防止等」という。）に関し必要な事項について、事業者と協定の締結を求めることができる。

2 事業者は、前項の締結を地域住民等から求められたときは、協定の締結に努めなければならない。この場合において、協定を締結した場合には、速やかに当該協定の書面の写しを市長に提出するものとする。

(地域住民等及び地域組織の協力)

第9条の3 地域住民等は、太陽光発電設備設置事業が災害防止等に影響があると認める場合には、必要に応じて、地域組織に対して、規則で定める事項を周知するよう、事業者に求めることができる。

2 前項の場合において、地域組織は、太陽光発電設備設置事業に対して、災害防止等に関し必要な事項について、事業者と協定の締結を求めることができる。

3 事業者は、前項の締結を地域組織から求められたときは、協定の締結に努めなければならない。この場合において、協定を締結した場合には、速やかに当該協定の書面の写しを市長に提出するものとする。

(事業の届出及び協議)

第10条 事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、第7条の規定による事前届出の後、規則で定める事項を届け出て、市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定により届け出られた事業が次に掲げる基準に適合し、かつ、その手続がこの条例の規定に違反していないと認めるときは、当該事業に同意しなければならない。

(1) 事業区域及び事業が影響を与えるおそれのある地域の状況並びに事業の規模及び目的を勘案したとき、安全上支障がないこと。

(2) 事業の実施に当たって、著しい妨げ及び法令上の制約がないこと。

(3) 環境への影響を最小限とするよう計画がされていること。

(協定の締結)

第11条 市長は、前条第2項の規定により太陽光発電設備設置事業の実施に同意したときは、事業者と当該事業の実施に関する協定を締結するものとする。

2 事業者は、前項の協定を締結した後に太陽光発電設備設置事業に着手するものとする。

(地位の承継)

第12条 前条第1項の協定を締結した事業者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた事業の同意及び協定に基づく地位を承継する。

2 前条第1項の協定を締結した事業者から事業区域内の土地の所有権その他太陽光発電設備設置事業に関する工事を実施する権限を取得した者は、市長の承認を受けて、当該事業者が有していた事業の同意及び協定に基づく地位を承継する。

(設置完了の届出等)

第13条 事業者は、太陽光発電設備設置事業が完了したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による完了の届出があったときは、この条例の施行のため必要な限度において、事業者に対し、担当市職員をして事業区域内に立ち入らせ、太陽光発電設備の状況の確認を実施するよう指示することができる。

(適正な管理)

第14条 太陽光発電設備の所有者（以下「所有者」という。）は、当該設備の適正な管理に努めるものとする。

(標識の掲示)

第15条 所有者は、規則で定めるところにより、事業区域内の外部から見やすい場所に標識の掲示を行うものとする。

2 標識の掲示期間は、太陽光発電設備の設置が完了した日から法に基づく売電期間が終了するまでとする。

3 所有者は、標識の掲示内容に変更が生じたときは、速やかに当該掲示内容を修正するものとする。

(廃止の届出)

第16条 所有者は、当該設備を廃止したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。

2 前項の場合において、所有者は、速やかに当該設備を撤去し、及び処分することにより、良好な環境を形成し、保全を図らなければならない。

(指導及び勧告)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、事業者及び所有者（以下「事業者等」という。）に対し、適切な措置を講ずるよう指導を行うことができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの要件に該当する事業者等に対し、期限を定めて適切な措置を講ずるよう勧告を行うことができる。

(1) 第6条に規定する太陽光発電設備の設置が適当でない区域において、事業を実施しているとき。

(2) 第10条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行い、太陽光発電設備設置事業を実施したとき。

(3) 第11条第1項の協定を締結する前に太陽光発電設備設置事業に着手したとき。

(4) 前項の指導に正当な理由なく従わないとき。

3 事業者等は、前2項の指導又は勧告を受けたときは、その処理の状況を市長に報告しなければならない。

4 市長は、第2項の勧告を行った後、相当期間が経過しても改善されない場合は、同意の取消し及び協定の解除をすることができる。

(助言)

第 17 条の 2 市長は、必要があると認めるときは、事業者等又は地域住民等に対して、必要な措置を講ずるよう助言を行うことができる。

(公表等)

第 18 条 市長は、第 17 条第 2 項第 2 号又は第 3 号に該当して勧告を受けた事業者等が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その事業区域を公表することができる。

2 市長は、第 17 条第 2 項第 1 号又は第 4 号に該当して勧告を受けた事業者等が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者の氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）、住所、勧告の内容その他の必要な事項を公表することができる。

3 市長は、前 2 項の規定により公表を行おうとするときは、あらかじめ事業者等に対し、その理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

4 市長は、第 1 項及び第 2 項の公表後、公表内容及び公表の事実を国、県その他関係機関（以下「関係機関等」という。）へ報告することができる。

(関係機関等との情報共有)

第 19 条 市長は、第 17 条の指導及び勧告に従わない事業者並びに市長が特に必要と認めた事業者について、関係機関等に対して必要な情報を提供し、又は関係機関等から必要な情報の提供を求めることができる。

(書類の閲覧)

第 20 条 市長は、この条例に係る書類の閲覧請求があつたときは、事業者、土地所有者又は第三者の権利を侵害するおそれがないと認められる範囲内でこれを閲覧させることができる。

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(恵那市土地開発に関する条例の一部改正)

2 恵那市土地開発に関する条例（平成 20 年恵那市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 恵那市太陽光発電設備設置に関する条例（平成 30 年恵那市条例第 36 号）第 2 条第 2 号に規定するもの

(経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、適切な開発事業計画が策定され、当該事業に係る事前届出書の提出がされた太陽光発電設備設置事業は、第 7 条の規定による事前届出が完了したものとみなす。

4 この条例の施行の際、現に恵那市土地開発に関する条例第 6 条の規定により協議がなされている太陽光発電設備設置事業のうち、施行日から 60 日が経過する日までの間に当該協議が完了したのものについては、この条例による改正前の恵那市土地開発に関する条例の規定を適用し、施行日から 60 日が経過した日において、当該協議が完了していないものについては、必要な措置を行った上で、この条例の相当規定を適用する。

5 この条例の施行の際、現に市長が計画を適切に策定するよう指導及び助言をしている太陽光発電設備設置事業については、この条例の適用に際し、必要な措置を行った上で、この条例の相当規定を適用する。

6 この条例の施行の際、現に設置されている太陽光発電設備は、この条例の相当規定により設置されたものとみなす。この場合において、所有者は、速やかに第 15 条の標識の掲示を行わなければならない。

附 則（令和元年 9 月 30 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月30日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年9月29日条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年11月1日から施行する。ただし、第13条第2項及び第20条を第21条とし、第19条の次に1条を加える改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の恵那市太陽光発電設備設置に関する条例第13条第2項及び第20条の規定は、この条例の施行の日以後に同条例第7条の規定によりされた届出について適用し、同日前にされた届出については、なお従前の例による。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

用語解説

英数字

FIT 制度 〈P72〉

FIT 制度とは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（Feed-in Tariff）の略で、再生可能エネルギーの買い取り価格を法律で定めるための助成制度のことです。

GAP（農業生産工程管理） 〈P65〉

（Good Agricultural Practices）の略で、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等を将来にわたって確保するために取り組む生産工程管理のことです。

RDF 〈P37〉

廃棄物の固形燃料（Refuse Derived Fuel）の略で、可燃性のごみを乾燥させて固めたものです。長期保管が可能となり、熱源として利用されています。

SDG s 〈P63〉

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、17 の世界的目標、169 の達成基準、232 の指標からなっており、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

3R 〈P67, 68〉

リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再資源化）により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を進めようという考え方です。

あ行

ウェルビーイング 〈P6〉

身体的・精神的・社会的に「よい状態」にあることを指す概念であり、単に病気でない、問題がないという消極的な健康観ではなく、人が自分らしく生き、生活の質が高い状態を意味することをいいます。

ウォームビズ 〈P42,70〉

過剰な暖房を抑え、室温 20℃（目安）でも快適に過ごせるライフスタイルです。

エコカー 〈P51, 53, 59, 72〉

環境に大きな影響を与えない低公害車のことで、ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車などをさします。

エコツーリズム 〈P75〉

自然環境や歴史文化を対象に、住民の伝統的な生活様式を含めた地域の生態系を破壊することなく観察・体験することを目的とする旅行の形態です。

エシカル消費 〈P67〉

各々の消費者が各自にとっての社会的な課題の解決を考慮したり、そのような課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費活動を行うことです。

か行

カーボン・オフセット 〈P72〉

二酸化炭素等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても削減できないものについては、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等によって、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方です。

合併浄化槽 〈P27, 74〉

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽のことです。し尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果があります。

環境配慮契約 〈P59, 67〉

価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、最も優れた製品やサービス等を提供する者と契約する仕組みを作り、環境保全の技術や知恵が経済的にも報われる、新しい経済社会を築くことを目指すものです。グリーン契約とも呼ばれます。

クールビズ 〈P42, 70〉

オフィスや家庭での冷房時に室温 28℃目安でも快適に過ごすことができるライフスタイルです。

グリーン購入 〈P39, 67〉

製品やサービスを購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することです。

グリーンツーリズム 〈P50〉

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動のことです。

耕作放棄地 〈P18, 41, 46, 65〉

以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する見込みのない土地のことです。

さ行

再生可能エネルギー 〈P47, 51, 53, 59, 67, 71, 72〉

太陽光、風力、水力、地熱など、エネルギー源として地球の自然環境の中で繰り返し持続的に利用することができると思われるエネルギーのことです。

再造林〈P46, 59, 63, 72〉

人工林を伐採した跡地に、再び苗木を植えて人工林を作ることです。

サーキュラーエコノミー〈P43〉

製品・素材・資源の価値をできる限り長く維持し、廃棄物の発生を最小限に抑えながら、資源を循環させて持続可能な経済成長を目指す社会経済システムのことをいいます。

サステナブル・ツーリズム〈P50〉

地域の環境・社会文化・経済への現在および将来の影響に十分配慮し、訪問者・観光産業・受入地域のニーズに適合する形で観光を持続可能に発展させる考え方です。

サステナブル燃料〈P43〉

化石燃料に依存せず、環境負荷を低減しながら製造・利用が可能な持続可能性の高い燃料で、グリーンメタノール等を原料とし、ライフサイクル全体で二酸化炭素（CO₂）排出を大幅に削減できる燃料のことです。

サステナブルファッション〈P60〉

衣服の原料調達から生産・流通・消費・再利用・廃棄に至るまでのライフサイクル全体において、環境負荷の低減や資源の循環利用、適正な労働環境の確保などに配慮し、将来にわたって持続可能なファッションのことです。

シェアサイクル〈P42〉

都市内等に設置された複数のサイクルポート（自転車の貸出・返却拠点）を相互に利用できる、自転車の共同利用サービスののことです。

持続可能な社会 〈P67, 76〉

「安全」が確保されることを前提として、「脱炭素」「循環」「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会のことです。

シナジー 〈P8〉

複数の要素が協働することで、単独では得られない効果（相乗効果）が生まれることをいいます。

周伊勢湾要素植物 〈P20〉

伊勢湾を取り囲むように分布しており、世界中でこの地域にしか分布していない植物や、分布の大半がこの地域に集中している植物のことです。

省エネルギー診断 〈P71〉

エネルギーの使用状況や建築物の構造等を調査・分析し、省エネルギー効果が得られる使用方法の改善や設備投資等について提案することです。

人工林 〈P16, 41, 46, 63〉

人為的な更新手段（人工造林）によって成り立っている森林のことです。

森林環境譲与税 〈P41, 46〉

切迫した課題である森林整備に対応するため、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を基に、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者及び人口を踏まえて公正に分配して譲与されるものです。交付税及び譲与税配付金特別会計とは、国税の一定割合を一定の基準に基づき、地方公共団体に交付するために設置された特別会計のことです。

水源かん養 〈P17, 54, 63, 72〉

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を均一化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させることです。

生物化学的酸素要求量（BOD） 〈P25〉

水中の有機物による汚染の程度を示すもので、水中に含まれている有機物が一定時間（5日間）、一定温度（20度）の下で、微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示します。

生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク） 〈P66〉

保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、生息・生育空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらを有機的につないだネットワークのことであり、エコロジカルネットワークともいいます。

生物多様性 〈P17, 19, 20, 43, 56, 63, 66〉

遺伝子レベル、種レベル、生態系レベルのそれぞれ様々な生物が共存している状態のことです。

た行**ダイオキシン類 〈P27, 74〉**

廃棄物の焼却過程が主な発生源であり、「ダイオキシン類対策特別措置法」においては、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）の総称をいいます。

大気汚染物質 〈P22, 24, 74〉

大気を汚染する物質の総称で、ガス状汚染物質と粒子状汚染物質に大別されます。

脱炭素社会 〈P39, 42, 43, 51, 53, 59, 61, 62〉

温暖化ガスを最小限に抑え、二酸化炭素排出実質ゼロを目指す社会のことです。

多面的機能支払交付金 〈P41〉

多面的機能支払交付金とは、農業・農村が持つ国土保全、水源涵養、景観形成、生物多様性保全などの多面的機能を将来にわたり維持・発揮するため、地域の共同活動を支援する制度です。

地域自治区 〈P12, 48, 64, 77〉

住民に身近なところで、住民に身近な事柄を住民の主体的な取り組みを中心にして、住民の意向を踏まえ効果的に実施していくための制度です。

中山間地域等直接支払交付金 〈P41〉

中山間地域等直接支払交付金とは、地理的条件が悪く農業の生産条件が不利な中山間地域等において、適切な農業生産活動を継続することを支援する国の制度です。

デマンド交通 〈P51〉

利用者の予約に応じて運行経路や時刻を柔軟に設定する、需要応答型の地域公共交通で、あらかじめ固定された路線やダイヤに従う従来のバスとは異なり、利用者の需要（デマンド）に基づき運行する方式のことです。

典型7公害 〈P21〉

環境基本法に規定されている公害であり、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭のことです。

天然林 〈P16, 17〉

天然更新によって成り立っている森林のことです。

トレードオフ 〈P8〉

ある目標を優先すると、別の目標が犠牲となり、同時には両立しにくい関係性を指すことをいいます。

な行

ネイチャーポジティブ 〈P8〉

生物多様性などの自然資本の損失を食い止め、反転させ、回復軌道に乗せることを目的とした取組を指すことです。

熱帯夜 〈P14, 15〉

夕方から翌日の朝までの最低気温が25℃以上となる夜のことです。

は行

バイオディーゼル燃料 (BDF) 〈P60, 67〉

廃食用油や菜種油などの油脂を化学処理して製造し、ディーゼル自動車（軽油を燃料と

して動くディーゼルエンジンを搭載した自動車)用燃料として使用されるものです。

バイオマス 〈P52, 53, 63, 72〉

生物資源(バイオ)の量(マス)を表すイメージで、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」です。

フードドライブ 〈P52, 60, 67〉

家庭にある手つかず食品を持ち寄り、まとめてフードバンク活動団体や地域の福祉施設などに寄付する活動です。

フードバンク 〈P47, 60, 67〉

企業や小売店、家庭においてまだ賞味期限はあるが、様々な理由により捨ててしまう食べ物を支援を必要とする人たちを支える福祉施設や団体に、無償で分配する活動です。

冬日 〈P14, 15〉

最低気温が0℃未満の日のことです。また、最高気温が0℃未満の日を真冬日といいます。

ま行

真夏日 〈P14, 15〉

最高気温が30℃以上の日のことです。また、最高気温が35℃以上の日を猛暑日といいます。

無形資産 〈P8〉

無形資産とは、物理的な形を持たない資産を総称することをいいます。

ら行

レジリエンス 〈P51〉

外的な衝撃や危機に対して、社会・地域・組織・インフラ等が被害を最小限に抑えつつ持続的に機能し、迅速に回復する力を指す概念のことです。

レッドデータブック 〈P20〉

レッドリストに掲載されている種について生息状況や減少要因等を取りまとめたものです。

レッドリスト 〈P20〉

日本の絶滅の恐れのある野生生物種のリストのことをいいます。日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅の恐れのある種を選定してリストにまとめたものです。

第3次恵那市環境基本計画

自然とともにひととまちが輝く 活力あふれる恵那
～青と緑と太陽と土を生かし、持続可能なまちを創る～



第3次恵那市環境基本計画

自然とともにひととまちが輝く 活力あふれる恵那

～青と緑と太陽と土を生かし、持続可能なまちを創る～

発行 令和8年3月

発行者 恵那市

〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1

TEL 0573-26-2111 / FAX 0573-26-6847